

# 労働者の『国境』を越えた移動

—日本で就労することが「非合法」とされる外国人—

馬場 康治\*

1. はじめに
  - 1.1. 問題の所在
  - 1.2. カラバオの会について
  - 1.3. 論文の構成
2. 外国人が来日し「非合法」労働者として就労するまで
  - 2.1. 「不法就労」外国人の在留資格
  - 2.2. 「非合法」とされる外国人の来日方法
  - 2.3. 来日する「非合法」外国人の出自、意識
  - 2.4. まとめ
3. 働くことが「非合法」とされる外国人の、日本における立場
  - 3.1. 仕事を見つける方法
  - 3.2. 相談活動から見えてくる「非合法」外国人の置かれた立場
    - 3.2.1. 労働条件と労働環境
    - 3.2.2. 「非合法」労働市場の空間的拡大
- 3.3. まとめ
4. 「非合法」外国人労働者支援活動に孕まれたジレンマ
  - 4.1. カラバオの会の活動の方向性の変化
  - 4.2. カラバオの会の限界①：支援活動拡大への財政的な障壁
  - 4.3. カラバオの会の限界②：国際交流の理念にはらまれた葛藤
  - 4.4. カラバオの会の限界③：支援することにより生じる雇用との矛盾
  - 4.5. カラバオの会の限界④：労働者に内面化された闘争の局地的埋め込み
  - 4.6. 相談に來ない人たちの存在
    - 4.6.1. 「非合法」とされる立場ゆえの弱さ
    - 4.6.2. 見えてこない、労働者としての女性
  - 4.7. まとめ
5. むすび

## 1. はじめに

### 1.1. 問題の所在

日本における外国人労働者受け入れの基本方針は、「専門的な技術、技能又は知識を生かして職業活動に従事する外国人の入国・残留は認めるが、これら以外の外国人労働者（いわゆる単純労働の分野で働く外国人）の入国・残留は認めない」<sup>1</sup>というものである。そ

の根拠は、日本の「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）に定められた、日本に入国・在留する外国人の必要とする在留資格に求められる。したがって、「単純労働の分野」で働く外国人は「不法就労」として刑事罰の対象となる。「不法就労」として検挙された外国人は1997年で4万人余りで、そのほとんどは「不法残留者」あるいは「不法入国者」である。

日本政府が、外国人が「単純労働」に従事することを認めない方針をとっているにもかかわらず、「不法就労事件」は毎年起きている。このことの裏を返せば、

\* 一橋大学経済学部(学生)

日本の法律によって日本において働くことが「非合法」とされている外国人が日本での労働市場に組み込まれている、ということになる。その外国人たちは日本で働くことが「非合法」とされているがゆえに、労働者として当然有すべき権利が踏みにじられやすい立場に置かれる。彼ら・彼女らは就労ビザを持っていないので、入国管理局や警察に検挙されて本国へ強制送還されてしまうのではないかとという恐怖に常におのきながら働いている。こうした立場に置かれた外国人労働者は、労災隠し・賃金未払いなどの不当な扱いを被りやすい。

しかし労働者は、普遍的な人間として、自らの効用を最大化するため、いかなる場所でもいかなる仕事をしようとも本来自由なのではないか。もともと、「使用者は、労働者の国籍、信条、または社会的身分が異なることを口実として差別的取り扱いをしてはならない」（傍点筆者）と定められている労働基準法第3条によって、どんな外国人であっても、その人たちは労働者としての諸権利を日本人労働者・「合法」就労の外国人労働者と同等に有するはずである。1948年に国連総会が宣言した世界人権宣言第23条には、

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己および家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる（傍点筆者）

とある。これは、人はどの場所で働こうとも自由であり、労働者としての権利はグローバルな空間にまたがって普遍的であると解釈できるのではないか。それを国連が保障しているともいえる。幸せになりたい、豊かな生活を送りたいという極めて人間的な欲求。これを満たそうと来日し、自分の力で働くことに、何か悪いことがあるのだろうか。

日本において外国人が単純労働に従事することを厳しく規制している「入管法」を定めているのは、いうまでもなく日本という国家であり、その法律が有効なものも国境によって仕切られた日本という国家領域内である。この法律は、国境線を越えて日本の領域内へ移

動してくる労働者を選別し、労働者の移動を規制している。国境を越えた労働者の来日は厳しく制限され、外国人が日本で「単純労働」に従事することは、「犯罪」とされる。日本で「不法就労」者が検挙されれば、入国管理局によって本国に強制送還されてしまう。労働者の移動を厳しく制限する現在の国境、そして国家の「平和」を守っているのは、第二次世界大戦後の国連がもつ軍事力である。国境線の変更は、国連や経済共同体のような国家連合など、支配権力によってしかなされ得ない。国境は支配権力によって厳しく統括されている。

「入管法」は外国人の就労を厳しく制限している。それにもかかわらず、その国境を「密入国」という「非合法」手段を用いてまでも「破って」来日し、入国管理局や警察による摘発を警戒しながら働いている外国人が多くいる。これは、支配権力が規定する国境の存在を、武力進攻のような方法を用いず、したたかに否定するものであるといえよう。だが、「非合法」とされているがゆえに、労働法で規定されているような労働者としての権利をおかされやすい。これは、労働という人間にとって極めて普遍的な営みを抑圧されていることなのではないか。前述の「世界人権宣言第23条」にうたわれているような、「職業を自由に選択」すること、「いかなる差別をも受け」ないこと、「公正かつ有利な報酬を受け」ること、「社会的保護手段によって補充を受ける」ことに違反しているのではないか。

以上のようなことを強く意識しつつ、本論文では、「非合法」外国人労働者がどのように日本での労働市場に「不法就労者」として組み込まれ、さらにはその就労を継続することができるのか、ということを明らかにする。

## 1.2. カラバオの会について

日本には、日本の法律によって活動が「非合法」とされている外国人を「日本に暮らす外国籍の労働者や住民の人権を守る」という立場から支えている種々の支援団体がある。私は横浜に拠点を置く「カラバオの会（寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会）」という支援団体の活動に1999年6月から参加した。この支援団体は「人として生きる権利、働く権利を守っていくために、外国人ゆえに直面する問題にいっしょに取り組んでいく」ことを中心に活動している。会の事務所は、

東京・山谷、大阪・釜ヶ崎とともに「寄せ場」「ドヤ（簡易宿泊所）街」として知られる横浜・寿地区にある。「寄せ場」とは、日雇労働者が就労する場所であり、土木建設業など肉体労働力を必要とする企業が労働者を雇用する非正規の労働市場のことである。「ドヤ街」とは、労働者のための安宿である簡易宿泊所が密集している地域である。表 1-1 の通り、寿地区には外国人も多く居住し、早朝に寿地区を歩くと、作業着を身につけた外国語を話す人たちが、ワゴン車に乗り込み、仕事場へむかう姿が見られる。

表 1-1 寿地区外国人人口（人）（1998 年 12 月 30 日現在）

総人口………6,495 人		うち外国人… 377 人		
国籍	男性	女性	子供	総数
韓国	197	60	7	264
フィリピン	63	14	0	77
タイ	9	19	2	30
その他	5	0	1	6
総数	274	93	10	377

出所 寿福祉センター『寿地区人口調査 平成 10 年版』1999 年

会発足のきっかけは、1987 年 1 月初め、寿地区での越冬活動で本部にフィリピン人男性が駆け込んできて仕事上の問題を訴えたことに始まる。具体的には外国人の賃金未払い、労働災害、解雇などの相談に取り組み、解決すべく外国人とともに関係各所に働きかけていく「労働相談」というものである。その他に「文化交流などを通じて異なる文化に出会い、お互いの理解を深めていく」<sup>5</sup>ことを目的とした「日本語講座」などの活動もしているが、会発足のきっかけが労働問題であったことから、カラバオの会における活動の柱はあくまで労働相談であるというスタンスをとっている。

参加者は 20 人強。専従スタッフは 1 人である。日本人が多いが、韓国・バングラデシュ・パキスタン人もいる。キリスト教の神父や伝道師など教会関係者がいるのも特徴的だ。

カラバオの会会員は年会費 6,000 円払うと、年 6 回発行される外国人をとりまく時事的内容、カラバオの会での活動内容・労働相談ケースの紹介等の記事を書いたニューズレター『KALABAW』が送られる。財政は

多くが、会費とカンパ・助成金でまかなわれる。会員は、団体会員と個人会員あわせて 300 ほどおり、うち半数が団体会員である。団体会員で最も多いのは、教会・伝道所であり、その他労働組合や学校のボランティアサークル・アジア関係の NGO・部落解放同盟・弁護士事務所・大学の研究室・出版社などがある。

私はカラバオの会のなかで労働相談を中心として活動に参加した。「労働相談」は毎週日曜日午後 2 時から 6 時まで、横浜寿地区にあるマンションの一室にあるカラバオの会事務所にて行われている。相談に訪れる人はアポイントメントをとっておくのが原則だが、飛び入りで来た人の相談もできる限りうける。労働相談のスタッフは 1999 年末現在 9 名、7 名が社会人で学生は私を含めて 2 名、年齢層は幅広く 20 代から 50 代までいる。全員が日本人であり、なかには英語のうまい人もいるが、ほとんどの人は日本語しかしゃべることができない。したがって、相談に訪れる人からの聞き取りは原則として日本語で行われる。相談者が日本語に通じていないときは、カラバオの会のスタッフの中で通訳できる人を介してなされる。相談者のなかには、日本語の上手な同国人の友人といっしょに訪れ、その人が通訳をする場合もある。相談者の住所や連絡先、会社の連絡先、労働契約の条件、賃金支払いの方法、トラブルのあった経緯などを事細かに聞き取る。これをもとに、会社・役所との交渉や病院への付き添いを行う。解決金などは受け取っていない。

以下で、カラバオの会の労働相談活動を通じた経験をもとに、「問題の所在」で述べた点について論じる。

### 1.3 論文の構成

2 章では、外国人の日本への移動を支えているものを中心に考える。どのような出自の外国人が、どのような意識をもって、どのような方法で日本へ来るのだろうか。これらの点について、カラバオの会に訪れる外国人の話のほか、昨今の新聞記事などを手がかりに、先行研究を踏まえつつ論じる。

3 章では、日本へ来た外国人が「非合法」とされている就労を支えているものを中心に考える。どのようなツテで、どのような職を得ているのか、どこで働いているのか、またどのような就労環境、就労状態にあるのだろうか。これらのことについて、カラバオの会での活動を通して、外国人や日本人スタッフから聞いて

たことをもとに論じる。

4章では、外国人を支援する団体の特徴と問題点について考える。どのような支援団体があり、どのような外国人に対してどのような活動をしているのか、外国人を「支援する」とはどのようなことなのだろうか。これらのことについて、カラバオの会を中心としたもろもろの活動を通して見たことや聞いたことを手がかりに論じる。

そして最後に5章では、2章から4章までに論じたことを踏まえ、1章1節において提起したことを念頭におきつつ、さらに考えていかなければならないことを指摘し、結論としたい。

## 2. 外国人が来日し「非合法」労働者として就労するまで

本章ではまず、法務省入国管理局が発表している統計「国籍(出身地)別不法就労事件の推移」「国籍(出身地)別不法残留者の推移」「在留資格別不法残留者の推移」「入管法違反事件の推移」などから、どのような国からの外国人が、「非合法」とされる立場のもとで労働し生活しているか、そのあらましを明らかにする。そして、主に先行研究・新聞記事・裁判の傍聴・統計などを手がかりに、来日する外国人の家族構成や性別・学歴・本国での職業・所得水準などといった出自には傾向があるのか、あるとすればどのような傾向か、どのような意識をもって、どのような方法で来日するのか、ということを明らかにする。

### 2.1. 「不法就労」外国人の在留資格

表2-1によれば、1998年に「不法就労者」として摘発された外国人は40,535人である。国籍、出身地別に見ると、韓国・中国・フィリピン・タイ・イラン・ペルー・マレーシア・パキスタン・インドネシア・バングラデシュの順に多い。国ごとの性別をみると、女性が極端に少ない国と、国ごとの総数に占める女性の割合が高い国の差が顕著である。女性の割合が高いのは、タイ・フィリピン・韓国・ペルー・中国である。逆に極端に少ないのはイラン・パキスタン・バングラデシ

ユ・マレーシアといったイスラム教国である。

年ごとの人数を比較してみると、総数としては減少傾向にあるものの、性別でみると、女性は増加している。国別では韓国は総数として減少しているが、女性が1992年の約2倍に増えている。中国は総数が1992年に比べ約2倍以上になっている。フィリピン、バングラデシュも増加傾向にある。

次に表2-2を見る。「入管法違反」により退去強制手続きがとられた外国人は1998年48,493人、このうち「不法」就労していた人は全体の83.6%を占める。また、違反の理由が「不法」残留である人は39,835人である。すなわち「不法」就労していた人のほとんどは「不法」残留であったことがわかる。また、3年間の推移において特徴的なのは、退去強制手続きがとられた外国人の総数が減少している一方で、そのうちの「不法入国罪」により、退去強制手続きがとられた外国人の数が増加している点である。

「不法」就労していて摘発された人のほとんどが「不法」残留であった点を踏まえ、「不法」残留の外国人<sup>7</sup>が、どのような種類のビザで来日しているかみる。表2-3によると、1998年1月1日現在、「不法」残留の外国人の総数は27万人あまりと推定されている。「不法就労事件」として摘発された外国人のほとんどが「不法」残留であることを考えると、27万人あまりと推定される「不法」残留の外国人のほとんどが日本で働いていると考えられる。在留資格は、「短期滞在」が圧倒的多数を占め、ついで「就学」「興行」「留学」「研修」の順に多くなっている。それぞれの在留資格で、日本において行うことができる活動、及び在留期間は表2-4のようにされている。国籍別に見ると人数・性別比は表2-1とほぼ同じである。「不法」残留の人の在留資格を国籍別にみて顕著なのは、在留資格「興行」に占めるフィリピンの割合が92.4%と圧倒的なこと、在留資格「就学」「留学」である人に占める中国の割合がそれぞれ81.4%、75.9%であること、就労資格「研修」である人に占める国籍の割合は中国39.6%・フィリピン18.7%・タイ9.1%と、この3カ国で7割近くに達すること、などが明らかである。

表 2-1 国籍別「不法」就労事件の推移（人）

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
総数	62,161	64,341	59,352	49,434	47,785	41,604	40,535
男	47,521	45,144	40,029	32,106	31,160	25,781	24,808
女	14,640	19,197	19,323	17,328	16,625	15,823	15,727
韓国	13,890	11,865	10,730	10,529	11,444	10,346	9,360
男	11,204	8,473	6,694	6,089	6,446	5,074	4,173
女	2,686	3,392	4,036	4,440	4,998	5,272	5,187
中華人民共和国	3,167	4,989	7,311	7,595	7,403	7,810	7,224
男	2,599	3,964	5,646	5,635	5,479	5,685	5,108
女	568	1,025	1,665	1,960	1,924	2,125	2,116
フィリピン	3,532	4,617	5,260	5,476	5,646	5,067	5,631
男	1,466	2,246	2,414	2,168	2,409	2,117	2,122
女	2,066	2,371	2,846	3,308	3,237	2,950	3,509
タイ	7,519	12,654	10,654	6,948	5,561	4,483	3,604
男	2,408	5,160	4,600	3,185	2,568	1,936	1,579
女	5,111	7,494	6,054	3,763	2,993	2,547	2,025
イラン	13,982	8,886	5,628	3,246	3,180	2,225	2,219
男	13,781	8,730	5,530	3,178	3,130	2,193	2,186
女	201	156	98	68	50	32	33
マレーシア	14,303	11,913	8,576	5,260	4,034	1,694	1,350
男	11,301	8,932	6,308	3,970	3,026	1,255	967
女	3,002	2,981	2,268	1,290	1,008	439	383
ペルー	580	1,908	2,623	2,475	2,214	1,579	1,746
男	424	1,375	1,795	1,544	1,405	958	1,143
女	156	533	828	931	809	621	603
パキスタン	1,072	1,406	1,531	1,326	1,418	1,152	1,255
男	1,068	1,403	1,526	1,322	1,411	1,145	1,237
女	4	3	5	4	7	7	18
インドネシア	625	924	819	749	817	957	1,210
男	571	778	675	579	640	749	929
女	54	146	144	170	177	208	281
ルガナ	390	717	918	831	926	930	1,067
男	387	712	908	814	910	918	1,042
女	3	5	10	17	16	12	25
台湾	656	674	601	474	437	557	429
男	374	247	315	231	198	208	154
女	282	327	286	243	239	349	275
その他	2,445	3,788	4,701	4,525	4,705	4,804	5,387
男	1,938	3,024	3,618	3,391	3,538	3,543	4,138
女	507	764	1,083	1,134	1,167	1,261	1,249

出所 法務省入国管理局編『平成10年版 出入国管理』1998年、大蔵省印刷局、139ページ、及び入管協会編『平成10年出入国管理関係統計概要』1999年、51ページより作成

表 2-2 入管法違反事件の推移 (人)

年 違反事由	1996	1997	1998
総数	54,271	49,566	48,493
「不法」入国	4,827	7,117	7,472
「不法」上陸	811	776	719
資格外活動	279	430	310
「不法」残留	48,211	41,113	39,385
刑罰法令違反等	143	130	157
「不法」就労者	47,785	41,604	40,535

出所 入管協会編『平成10年版 出入国管理関係統計概要』1999年、49ページ

表 2-3 1998年1月1日現在 国籍別 在留資格別「不法」残留者数 (人)

国籍	総数	在留資格					
		短期滞在	就学	興行	留学	研修	その他
総数	276,810	206,620	15,083	13,917	6,824	3,099	31,267
韓国	52,123	45,393	795	43	961	56	4,875
フィリピン	42,608	24,153	584	12,990	81	581	4,219
中華人民共和国	37,590	9,252	12,272	165	5,177	1,226	9,498
タイ	37,046	35,798	231	44	47	284	642
ペルー	11,606	9,303	1	7	5	12	2,278
マレーシア	10,141	9,930	47	4	54	21	85
台湾	9,430	8,985	9	15	16	10	395
イラン	9,186	9,078	6	3	3	3	93
ミャンマー	5,829	5,089	542	7	98	39	54
ルワンダ	5,581	4,897	282	4	150	78	170
パキスタン	4,688	4,423	31	37	7	17	173
その他	50,982	40,319	283	598	225	772	8,785

出所 法務省入国管理局「本邦における不法残留者数(平成10年1月1日現在)」『国際人流』(入管協会)11巻4号、1998年、40ページ

表 2-4 在留資格、在留期間一覧表(入管法別表第一、入管法施行規則別表第二より抜粋)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	1年又は6月
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)	1年、6月又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動	1年、3月又は30日
短期滞在	本邦に短期滞在学习を行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日又は15日

出所 法務省入国管理局編『平成10年版 出入国管理』1998年、大蔵省印刷局、295-296ページ、298-299ページ

## 2.2 「非合法」とされる外国人の来日方法

第1節では、どの国からどのような滞在資格のもとで外国人が来日し、「不法」就労しているのかをみた。本節ではそのことを念頭におきつつ、どのような方法で来日するかを示す。

表2-5によると、正規の旅券を持たず、あるいは入管の入国審査を経ずに、「不法入国」<sup>8</sup>という形で来日して検挙された人は、1997年7,117人である。うち航空機利用者は、表2-6によれば4,361人、船舶利用者は表2-7によれば2,756人である。航空機利用者の増加率に比べ、船舶利用者の増加率がとても高い。国籍別にみると、航空機利用の場合、タイは減少傾向にあるものの、フィリピンは1992年に比べて約2.5倍、中国は約

14倍、パキスタンは約4倍、韓国は約30倍、イランは約10倍、バングラデシュは約12倍になっており、ミャンマー・ベルー・スリランカなどからも少ないながら増加している。同じように船舶利用の場合、全体としては増加傾向にあって、1992年に比べて中国は約6倍、バングラデシュは32倍・フィリピンは約40倍・パキスタンは7倍になっており、イランやタイからも数は少ないながら増えている。注目すべきは、以前からいた中国・タイ・フィリピン・韓国からの検挙者に加えて、以前は検挙がなかった国から検挙者が出てきていることである。

表2-5 国籍別「不法」入国事件の推移（人）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総数	3,459	5,227	5,598	4,663	4,827	7,117
中華人民共和国	417	541	799	812	1,068	3,045
タイ	2,135	3,273	2,953	1,832	1,488	1,487
フィリピン	392	624	815	973	1,087	1,089
韓国	123	154	104	144	181	323
パキスタン	62	101	217	311	348	321
バングラデシュ	12	12	26	48	127	249
イラン	10	33	49	86	162	133
ミャンマー	3	18	82	101	74	90
スリランカ	5	16	13	33	61	74
ベルー	0	5	0	109	44	60
その他	300	450	540	214	187	246

出所 法務省入国管理局編『平成10年版 出入国管理』1998年、大蔵省印刷局、130ページ

表2-6 国籍別航空機による「不法」入国事件の推移（人）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総数	2,175	4,269	4,492	3,861	3,757	4,382
タイ	2,130	3,259	2,865	1,811	1,465	1,457
フィリピン	389	609	785	927	1,007	971
中華人民共和国	59	127	274	390	451	874
パキスタン	54	97	208	257	279	265
韓国	7	16	38	36	82	229
イラン	10	33	41	70	128	95
バングラデシュ	7	11	20	27	49	87
ミャンマー	0	18	80	91	74	84
ベルー	0	4	18	109	44	60
スリランカ	0	10	9	20	35	54
その他	59	85	154	123	143	206

出所 法務省入国管理局編『平成10年版 出入国管理』大蔵省印刷局、1998年、134ページ

表 2-7 国籍別船舶による「不法」入国事件の推移 (人)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総 数	744	958	1,106	802	1,070	2,735
中国人乗組員	358	414	525	422	617	2,171
バングラデシュ	5	1	6	21	78	162
フィリピン	3	16	30	46	80	118
韓 国	116	138	66	108	99	94
パキスタン	8	4	9	54	69	56
イラン	0	0	8	16	34	38
タ イ	5	14	88	21	23	30
ベトナム	238	344	351	70	21	0
その他	11	27	23	44	49	66

出所 法務省入国管理局編『平成 10 年版 出入国管理』1998 年、大蔵省印刷局、131 ページ

表 2-8 「不法」入国事件検挙状況

	1994	1995	1996	1997	1998
件数 (件)	18	16	40	37	48
「不法」入国者 (人)	200	164	481	605	331
うち中国人	(118)	(103)	(426)	(577)	(304)
助長等 (人)	55	16	83	75	138

出所 海上保安庁「平成 10 年の密航取締り状況」『国際人流』(入管協会) 12 巻 3 号、1999 年、51 ページ

船舶を利用した「不法入国」という形での来日は、ほとんどのケースが「集団密航」である。「集団密航」の形で来日するのは中国人がとて多い。表 2-8 によれば、1998 年、「密航」によって来日しようとして検挙された外国人は 331 名、このうち中国人は 304 名である。海上保安庁の報告によると「中国人密航者のほとんどが福建省出身」<sup>10</sup>だという。

こうした「集団密航」を支えるものに「密航斡旋ブローカー」の存在がある。中国人の「密航」を斡旋しているブローカーとして知られているのは「蛇頭」と呼ばれているグループである。蛇頭は「国際的な犯罪組織」<sup>11</sup>といわれ、かなり組織化がすすんでいることが、法務省・海上保安庁の報告や新聞報道からうかがえる。これらを読んで指摘することのできる「密航斡旋組織」といわれるものの特徴を何点かあげてみる。

第一に、「密航」のための役割分担がはっきりしている。中国において、「密航者」を船に乗せる役、船を運転する船員、日本上陸の際、発覚しないよう周囲を見張る役、上陸した中国人を保冷車やワゴン車など人を大量に運べる車で隠匿場所に移動させる運転手役、船や車・隠匿場所を提供する者などが存在している<sup>12</sup>。

こうした者たちの手を経て「密航者」は日本に入国する。この明確な役割分担を成り立たせるコミュニケーションに積極的役割を果たしているものの一つに携帯電話がある。例えば、1999 年 4 月、金沢港からの「中国人集団密航事件」で逮捕・起訴された中国人乗組員は、携帯電話によって国内の「密航受け入れ組織」と連絡をとり、上陸時間などを知らせていた<sup>13</sup>。

第二に、「密航斡旋」に加担している者は中国人だけではない。新聞報道によれば、韓国人や日本人、インドネシア人が、「密航斡旋」に加担している。韓国人やインドネシア人は船員である<sup>14</sup>。日本人は日本における移動用の車の提供・車の運転・隠匿場所の提供などに加担している<sup>15</sup>。こうした「密航」の手助けをすることによる蛇頭からの報酬は、100 万円前後が相場であるようだ<sup>16</sup>。法務省入国管理局の報告によると、「蛇頭が我が国の暴力団関係者等と手を組み、それぞれ不法入国者の募集、船舶の手配、就労斡旋等の役割分担を行う密航事件が発生し」<sup>17</sup>ているという。

第三に、「密航者」が蛇頭に支払う「密航費用」が多額である。新聞報道を読むと、「密航費用」は 300 万円前後だった<sup>18</sup>。この金額を中国において事前に支払わ

なければならない。1994年頃から、前もって支払えない場合、「密航費用後払いの成功報酬型」<sup>19</sup>という方法も取られている。来日後、「密入国」に「成功」したことが確認されると、本国の家族または親戚が費用を蛇頭に支払うという段取りである<sup>20</sup>。この支払いが確認されるまで、「密航者」は監禁され、家族が期日までに支払えないと「密航者」が殺されてしまうこともある<sup>21</sup>。

第四に、「密航」のために使われる船を海上で乗り換えて日本へ向かうなど、巧妙な方法を用いたケースが多い。海上保安庁の報告によると、中国を出港するときは小型の漁船で、沖合で貨物船などに乗り換え、その貨物船の燃料タンク内に仕切りを設けて小部屋を作るなどして改造し、そこへ「密航」者たちをかくして日本の港に入港させる方法や、沖合で貨物船から小型ボートなどに乗り換えて海岸から直接上陸する方法などがある<sup>22</sup>。「密航」者は船内に「すし詰め」にされ、船内には「異臭」が漂っていて<sup>23</sup>、甚だつらいものであると想像できる。1998年8月には、東京港にて貨物船に積載されたコンテナの中で、「密航」によって来日しようとした中国人16名が発見され、うち8名が死亡していた<sup>24</sup>。こうした新聞報道や裁判を聞き限り、「密航船」はまさしく「奴隷船」<sup>25</sup>と形容するにふさわしいといえる。

「密航」という形をとって来日するのは中国人に限らず、バングラデシュ人・パキスタン人・韓国人などもある。1996年には、パキスタン・タイ・イラン・バングラデシュ・インド・スリランカの国の男女30人が韓国から「密航」によって来日しようとするケースがあった。このときは韓国人の「密航斡旋組織」が摘発された<sup>26</sup>。蛇頭のみならず多国籍の外国人の「密航」を斡旋する組織が近年生まれてきていると考えられる。

航空機を利用した場合にも、中国人の「不法入国」のケースでは蛇頭を始めたブローカーが絡んでくる。ブローカーは、偽造旅券と航空券を用意する。偽造旅券は中国のものの場合もあれば、偽造旅券の手配に日本人が自分の旅券を蛇頭に20万円程度で売り渡すケース<sup>27</sup>など、日本人が関係していることもある。日本人から買った旅券を変造し、「密航者」にそれを渡し、入国させる。この場合でも「密航組織」は、役割分担がはっきりしている。例えば、「中国人密航者」の手記を読むと、「密航」したい者を蛇頭に取り次ぐ者、

「密航」の段取りを教える者、経由地の香港・シンガポールでの案内役、偽の旅券を手配する者、成田空港でこの旅券を回収する者がいることが分かる。渡航費用はこの「密航者」については、船舶の場合と同じ300万円くらいである<sup>28</sup>。

「密航」費用の高さ、摘発されるリスクがあるにも関わらず、一度強制送還になっても、再び日本への「不法入国」による来日を試みる「密航リピーター」も存在している。前述の金沢港への「集団密航事件」においても、過去に「不法滞在」の罪で強制送還された中国人が、「密航者」のなかにいた<sup>29</sup>。「密航」や「不法入国」という手段での来日について、「非合法」ながら日本で働こうとする外国人は、日本人が思っているほど「悪い」もしくは「犯罪的」と考えていないようである。例えば、「中国人密航者」の手記では、

日本に行った若い連中はたいていが密航船だったが、「たいした冒険ではない」と言った。いいこと悪いこと、してはいけないこと、やってもいいことがくる変わる[注：この手記の筆者は、福建省出身の紅衛兵世代で、文化大革命、人民公社政策、改革開放路線を経験している]ので、みんななにをやってもいいという気になっていた。「越境」とか「密入国」が冒険だとは思っていても、犯罪だなどと深刻に考えたことはなかった。<sup>30</sup>

この記述から、働くことが「非合法」とされることもかえりみず、来日を決意する労働者たちは、国境という「見えない壁」をそれほど高いものではないと認識していることがうかがえる。

中国人だけでなく、タイ人女性が来日する場合も、組織化された多国籍のネットワークが形成されているといえよう。外国人女性専門のシェルター「女性の家サーラー」に強制売春から逃れ、身を寄せたタイ人女性には以下のようにいう。

バンコクの友人宅に滞在中、日本の缶詰工場働くことを誘われました。日本での売春の話は知っていたので、友人の話ははじめ信じませんでした。工場の仕事の申し込み用紙も見せられたので、来日を決心。友人に斡旋業者の元へ連れて行かれ、台湾人の運び屋とタイ人女性3人とバンコクからシンガポール経由で東京に来ました。入国審査のときは偽名のパスポートと見せ金を渡されました。空港からアパートに連れて行かれ、そこにはタイ人ボスや働きに来たタイ人、台湾人女性が10人くらいいたのでおかしいと思い始めましたが、恐ろしくて何もきくことができませんでした。そこから車で

山梨県内のスナックに連れて行かれました。<sup>31</sup>

タイでの送り出しから、日本で「仕事」の斡旋までの強固なルートが出来上がっていると考えられる。

「密航」や偽造旅券を利用した来日は、ブローカーに多額の金銭を支払う上、来日直前につかまるリスクも高い。このため、「短期滞在」や「興行」「研修」「就学」ビザで「合法的に」来日する外国人も多い。「合法的に」来日すれば、入国の際のリスクはない。だから、「不法入国」という手段をとらずとも本国でビザをとって来日すればいいように思われるが、そうもいかない。ビザ取得が厳しくなっているからである。中国の場合、「就学」ビザで来日する人の数が「短期滞在」のビザで来日する人の数を上回る。しかし、1985年頃から、「就学生を装い、専ら就労活動に従事することを目的として入国・在留する外国人が多く、『就学』の在留資格からの不法残留者数が、一時的に『就学』の在留資格に係る外国人登録者数の6割を占めるに到るような事態が生じた」<sup>32</sup>こともあって、選考・審査が厳しくなった<sup>33</sup>。

パキスタン・バングラデシュ・イランの人々は、以前、日本へのビザなし渡航が可能であった。しかし、バブル経済が華やかだった1980年代後半から、就労を目的としてこれらの国から来日し「不法」就労する人たちが増えたことが「問題」とされるようになり、パキスタンとは1989年、バングラデシュとは1990年、イランとは1993年にそれぞれ「査証免除取決めの一時停止」がなされた。それ以降、これらの国の「不法残留者」は減少している。しかし、一方で前述のようにこれらの国から、「密航」によって来日しようとする人が現れている。「合法的に」ビザをとって来日することが難しくなってから、「不法入国」という形で来日する人が増えている。このことは表2-2、表2-5、表2-6、表2-7で「不法入国罪」検挙者が増加してきている事実からもうかがえる。ただ、ビザなし渡航が可能だった時代にも、「斡旋組織」はあったらしい。例えば、1988年9月に来日したパキスタン人男性の話では、

ちょうど私のおじさんの知人で、日本への渡航を斡旋している人がいました。カラチの空港に集まり、そこから斡旋業者に連れていってもらいます。集まったのは15、6人ですが、皆カラチの人でした。業者はみなをバンコクへ連れて行き、そこからばらばらで行くことになりました<sup>34</sup>。

以上から、国境を越えた多国籍にわたる日本への渡航のための「斡旋ルート」ができてきていることは明らかである。

### 2.3. 来日する「非合法」外国人の出自、意識

本節では、どのような出自の人がどのような意識で来日しているのか述べる。この点については、各国の事情が異なること、日本では居住することさえも「非合法」とされる立場であることなどから、先行研究が少なく、ルポルタージュのような個別の事例は多いものの、全般的な傾向を明らかにすることは非常に難しい。その数少ない先行研究をもとに、以下論じ、その上で、私が支援団体における活動で出会った外国人の話と比較してみる。

日本への出稼ぎ者へのアンケート調査などを行って、彼ら・彼女らの特性を明らかにした先行研究には、タイについて高梨和紘氏<sup>35</sup>と青木章之介氏<sup>36</sup>のものがある。このうち高梨氏は在日のタイ人出稼ぎ労働者107人に対するアンケート調査を行っている。この結果によると、男女とも30歳未満の単身者が多く、この事実を踏まえ高梨氏は「日本に出稼ぎに来ている労働者は、タイでの扶養義務や子どもの教育の責任がなく、食・住についても経費を節約できる単身者が中心となっている」<sup>37</sup>と結論している。一方、中国の場合は妻と子どもを本国に残して来日する男性が多い<sup>38</sup>。パキスタンやバングラデシュでは、大学卒業後すぐ来日した単身者の男性<sup>39</sup>もいれば、家族を本国に残してきた男性もいる。家父長制が強いパキスタンやバングラデシュでは、長男が家族を養うために来日して働いている場合がある<sup>40</sup>。

所得階層についてみると、男性の場合、タイ全国の平均月収を上回る家計が多く存在すること、多くの人が渡航費用を自己負担していることから、高梨氏は、「タイ出稼ぎ労働者が必ずしも極貧層出身者ではないことを示唆する」<sup>41</sup>とする一方、出稼ぎ労働者には大家族のケースが多いことから「個々の家族構成員の可処分所得の低さが出稼ぎへの決意につながっていることもまた事実である」<sup>42</sup>ともしている。また、女性の場合は平均月収に達しない家計が多く存在することから「極貧層の人がやむにやまらず出稼ぎの決意をする」という出稼ぎ労働の「通説を全面的に否定するわけに

はいかない」<sup>43</sup>という。高梨氏は、本国において、「本国では生きていることが難しいような低所得者が、行きたくはないが、やむにやまれず出稼ぎへ行く」ということだけではなく、「現状でも生きていくことはできるが、より豊かな生活をしたい」という欲求が、「黄金の国、日本」<sup>44</sup>への出稼ぎを決定させる大きな要因の一つであることを、示している。このことは、タイに限らず、バングラデシュ・パキスタンの人の話<sup>45</sup>からもうかがえる。一般的に指摘されている国内での労働力移動が起こるプル要因は、国際労働力移動の場合にもあてはまるのである。

以上のような「夢」を実現すべく、実際に来日を決意させるか否かには、ブローカーの善し悪し、先に出稼ぎに行った人の「日本では金を稼ぐことができる」という近所の人や友達など身近な人の自慢話ともいえる耳よりの情報、多国籍企業が生産している電化製品など「文明の利器」の普及、同じ村の人で送金によって大邸宅が次々と建ち<sup>46</sup>、「故郷に錦が飾られていく」のを目の当たりにしたり、パキスタン人男性の、

ナショナル、ソニー、東芝などのブランドはパキスタンではとても人気があります。でも、パキスタンにいたら単なる消費者。スイッチをひねるだけ。だから日本へ行って、日本人がどうしてこういう製品を作れるのか知りたかった。私はもともと技術者だからです。<sup>47</sup>

という話のような、「技術立国」としての日本への羨望などがある。こうした外からの情報を頼りに出稼ぎを決意する。

このとき、日本で受けた様々な差別体験などつらいことがあったとしても、あまり伝えられないのかもしれない。支援団体での活動に参加した外国人の話を書く限り、日本での労災隠しや賃金未払いがあった話は聞いているいなかったという。このことを踏まえると、表 2-2

などから読み取れる「不法」入国により摘発される人の増加は、本国での「自慢話」を信じて「非合法」な手段を用いてまで来日したものの、本国での情報には好景気だった頃とのタイムラグが存在して、実際は不況などの影響<sup>48</sup>で思うようにお金を稼ぐことができず、入管にみずから出頭して帰国しようとする外国人が増えてきているためと推察できる。すなわち、本国の情報では、「いいこと」ばかり強調される上に、時間的ギャップがあると考えられる。

一方、青木氏はタイ東北部ウドンタニ村での聞き取りの結果を踏まえ、タイ東北部の農村にも、村落ごとに出稼ぎが頻繁になされている村落とそうでない村落があり、「モザイク状の市場を形成している」<sup>49</sup>と結論づけている。ブローカーにだまされて手数料だけとられ、現地で仕事がなかったり、帰ってきてても借金だけが残ったりという出稼ぎに「失敗」した人が出ると、それ以来その村ではチェーンマイグレーションが起きない<sup>50</sup>。この事実は、一橋大学水岡ゼミナールが1999年9月の海外巡検で行った、中国雲南省七星村における聞き取り調査の結果明らかとなった、沿海部へに出稼ぎが起らない理由と同じである<sup>51</sup>。

このように日本へ働きに来ることを決めると、話をしてくれた出稼ぎ経験者に「送り出し組織」を紹介されて、日本へ渡航するというケースが多い。高梨氏が行ったアンケート結果である図 2-1、図 2-2 を見ると、友人とブローカーの役割が日本への渡航に大きな役割を果たしていることが分かる。パキスタンとバングラデシュの場合、「ビザなし渡航」が可能だった頃は先に日本へ行っていた友人や近所の知り合いから、誘われて「合法的」に渡航していた。しかし、2.2で指摘したように、「査証免除取決めの一時停止措置」が取られてからは、「密航」ルートが出来つつあるようだ<sup>52</sup>。

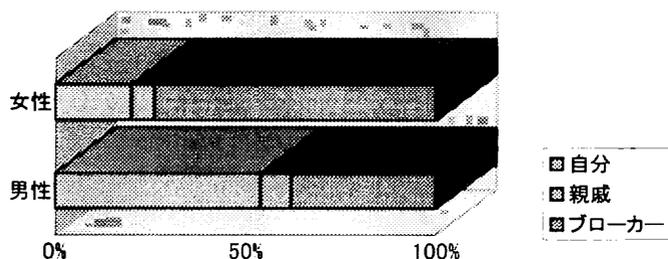
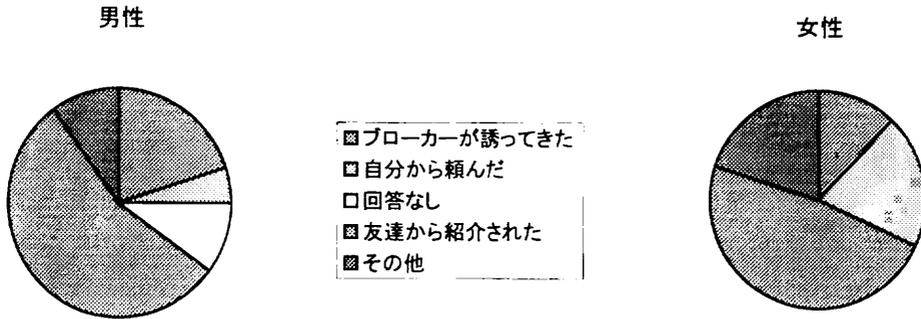


図2-1 日本への渡航手続実施者構成比



出所 図2-1、図2-2とも、高梨和紘「タイ国海外出稼ぎ労働者の特性と本国送金—在日タイ労働者のアンケート調査—」（所収 同編著『タイ経済の変容と政策課題』文真堂、1995年、図2-1は113ページ、図2-2は114ページ）

図2-2 プロローカーとの接触経緯

#### 2.4. まとめ

1990年代に入って日本の出入国管理行政は、バングラデシュやパキスタンなどからの「不法就労」者が増えたことによりビザなし渡航の「一時停止措置」をとったり、「就学」ビザをとるための審査を厳しくしたり、入管法を「改正」して外国人に「不法」就労させた雇用主に対する罰則を規定した「不法就労助長罪」を新しく作ったりなどすることにより、外国人の「単純労働」を厳しく制限してきた。そしてこれと反比例するかのように、プロローカーの介在する「密航事件」や「不法入国事件」が増えてきた。このことは日本という国家が国境という目に見えない壁を高くして労働力移動を厳しくしても、その壁を、「非合法」な手段で、はためからみれば「命がけ」の方法をとってまでも「破って」日本へ来る人がいることを示している。

来日を決意させる各国に共通する要因は、所得・家族構成・学歴というよりも、「非合法」な手段をとってまでも来日を決意させるだけの、日本との賃金の内外価格差についての情報が浸透しているかどうかである。その情報が真偽であるかどうかはともかく、それを頼りに、たとえ「非合法」であっても、来日をみずから決意する。そして、彼ら・彼女らの「夢」をかなえるべく、「非合法的な移動」を支える「密航斡旋プロローカー」が存在している。「見えない壁」を国家がいくら高くし

ても、その「壁」の「すきま」に「密航斡旋プロローカー」が「ビジネス」として入りこむ余地がある。この「密航斡旋」は一つのビジネスとして、国際分業化された組織になっている。このビジネスは、「非合法」な手段をとっても、来日して日本で働けば幸せになれる、すなわち自らの効用を最大化できると判断した労働者たちの需要があり、日本の労働力移動を厳しく制限し外国人の「単純労働」を「非合法」とみなす政策をとっている限り、存在しうる。これが、日本へのチェーンマイグレーションをつくっている。

#### 3. 働くことが「非合法」とされる外国人の、日本における立場

2章では、「非合法」とされる外国人が来日するまでの現状を明らかにした。本章では、日本において働くことが「非合法」とされる外国人がどのような立場におかれているか、来日した外国人がどのようなツテで、どこにある、どのような仕事に、どのような環境のもとで働いているのかについて、支援活動での経験から述べる。

##### 3.1. 仕事を見つける方法

日本にきた外国人に「どうやって仕事を見つけるの」

と聞く。するとほとんど「ともだち」と答える。「友達の紹介」で仕事を見つけるようだ。たいていの場合、「ともだち」とは「同じ国の人で自分より先に日本で働いている人」のことである。そしてその人と同居していることが多い。そしてこの同居人も、本国で友達や近所の人だった。例えば、カラバオの会へ相談に訪れたパキスタン人男性はカラチ出身。彼は1991年の暮れに来日してから、カラチの実家から歩いて15分程度の近所に住んでいて、彼より先の1990年3月、大学卒業後と同時に来日していた男性のアパートに同居し、先に来日していた男性の働いていた溶接の仕事を紹介されたという<sup>53</sup>。この場合紹介する側とされる側の関係は「もちつもたれつ」で、紹介行為に対して見返りを払うといったことはない。職を得る際には、同国人の知人のネットワークを利用していることが分かる。私が会った人たちはみな、携帯電話の番号が細かくびっしりと書かれたぼろぼろの小さなアドレス帳を大事そうに持っていた。おそらく来日してから職場などで出会った人の番号を書きとめてきたのだろう。失職したときなど困ったときは、このアドレス帳が大きな役割を果たしているのではないだろうか。

しかし、カラバオの会へ相談に来る外国人のなかには、同じ国の紹介者に紹介料を支払っているケースもある<sup>54</sup>。お金を媒介とした紹介者との関係は一回限りのものである。「密航斡旋」同様、職の斡旋についてもかなりビジネス化されている側面があると推測できる。

このほか、フィリピン人と韓国人の場合、同国人のネットワークをつくるのに教会が大きな役割を果たしている。あるフィリピン人男性は日本に来たときのことを以下のように話している。彼は、1995年の9月に来日した。それまではイギリスの船の船員をしていた。横浜に寄港したとき、ちょうど船員の契約が切れたので、有効期限2週間だけの「パスポート」<sup>55</sup>だけを持って山下公園に降り立った。

興奮しました。そびえるランドマークタワー。本当に日本に来たのだと。それから寿に向かいました。船でいっしょに働いていたフィリピン人が寿のことを話していたのが、頭に残っていたのです。寿に友達はいなかったので、友達を探すことから始めました。まず、同じ教会のメンバーを探しました。<sup>56</sup>

寿町には、プロテスタント、カトリックの教会、伝道

所がそれぞれ一つづつある<sup>57</sup>。表1-1の通り、寿町に住んでいる外国人は、フィリピン人と韓国人が大多数を占める。カラバオの会の事務所の階下にはプロテスタント教会があり、そこには日本語の看板とハンガルの看板あわせて2枚が掲げられている。交通事故の相談で訪れた韓国人男性は毎週日曜日、その教会に通っているようだ。

「斡旋組織」を利用して来日した人は、その組織のルートの上に乗って、日本で最初の仕事に就く。例えば、前出のパキスタン人男性は以下のように言う。

成田から、東京にあるボスの家へ向かいました。手元には住所だけ、地図もない。どうやって探せばいいのか、電車の切符の買い方も知りませんでした。何とか東京までたどり着き、ボスに電話して迎えに来てもらいました。ボスの家で休んだ後、3、4人のパキスタン人といっしょに群馬へ行きました。日本のヤクザがボスを通して仕事を紹介してくれるのです。群馬ではボスの借りたアパートに住みました。<sup>58</sup>

彼の場合、その後、給料をヤクザに中間搾取されていたことを知り、板バレットやベニヤ板の箱を作る仕事をやめ、横浜の友達の紹介で、中間搾取がないプレスの仕事を得た。

このケースでは、「斡旋組織」から拘束されることはないが、女性の場合は本国の「送り出し組織」が、日本の売春スナックなどへ女性を「売り渡す」ことが多いようだ。最終的に彼女を「買った」者が、売春の「ノルマ」を設定する。この「ノルマ」を彼女たちに「借金」という形で背負わせ、拘束してしまうケースもある。彼女たちに課せられるこの「借金」とは、「送り出し組織」からの「仕入れ値」<sup>59</sup>に売春スナック側の儲け分を加えて設定された、全く架空のものである。例えば前出のタイ人女性は、山梨県内の売春スナックに連れて行かれてから、スナックの台湾人ママに「380万円の借金がある」といわれ、その日から売春スナックで働かされた。スナックの二階に他のタイ人女性20人と共に寝起きし、いつも監視されていた。

私は、身に覚えのない多額の借金を抱えた商品と化してしまいました。借金を返すまで帰ることはできないと台湾人女性に告げられました。その日からほかに選択の余地がなく借金を返すために、両親から授かった神聖な体を他人のおもちゃにされることに耐えなければなりません

んでした。勤こうとしないと、店のオーナーに雇われた監視の男たち、つまりヤクザにトイレに閉じ込められました。<sup>64</sup>

この「借金」は、350万円から400万円もの金額<sup>65</sup>で、実際にはありもしない「借金」を「返済」するために売春をしなければならなくなる。彼女たちのもとには一銭も残らない。

### 3.2. 相談活動から見えてくる、「非合法」外国人の置かれた立場

本節では、私が1999年7月から参加しているカラバオの会での活動の一つである「労働相談」に訪れた外国人の話に基づいて、「非合法」外国人がどんな仕事に、いかなる労働条件・労働環境のもとで、どのような場所で働いているのか、などの点を示し、「外国人」あるいは「非合法」とされるがゆえに問題の所在において述べたような労働者としての権利をおかされやすいことを明らかにする。

**3.2.1. 労働条件と労働環境** 相談内容は、労災、賃金未払い、解雇、税金還付の4つが主である。以下ではそれぞれの相談について、寄せられたケースとそれに対するカラバオの会の対応を述べながら、外国人の働くことが「非合法」とされるがゆえに置かれることになる立場を説明する。

(ア) 労災 7月、私が相談活動に参加して初めていっしょに動いたものである。1990年、「短期滞在」のビザで来日した、43歳のフィリピン人男性。フィリピン人の妻、3歳の娘といっしょに事務所の近くに住んでいる。横浜市内の建設会社にて就労。横浜市内にあるビルの一階の飲食店改装工事にて、解体したトイレのタイルの残骸を、トラックへ運ぶ際、足場を踏み外し転落してかかとを強打、骨にひびが入った。このとき目撃した日本人の同僚は2名いたが、「帰れ」といわれ帰ってきたという。

カラバオの会では、以上のように、労災が起きたときの状況、何月何日の何時ごろどこでどんな仕事をしていたとき、どうしたらけがをしたのか、そのとき目撃者はいるのかどうか、詳細に聞き取りを行う必要がある。会社側は労災保険に加入し、労働者が労災に遭ったと認められた場合、医療費の支払いとけがによる休業中の補償を労災保険の中から全額まかなう義務が

ある<sup>66</sup>。仕事中のけがであるから、労災である。このケースにおいて、会社側は労災が起きたことについて労働基準監督署に何も言っていないと考えられるので、彼自身が労災にあったということを労働基準監督署<sup>67</sup>に申告しなければならない。そのさい、働いていたという証拠や労災に遭った事実を確認するため労働基準監督署において聞き取りを行うので、事細かに相談者から労災が起きた状況を聞き取っておく必要があるのだ。後日、彼が労災に遭った現場への調査と病院への付き添いに行く。現場へ行く目的は、元請けと労災保険番号を調べるためである。病院へ付き添う目的は、主に3つ。雇用者が労災申請書を提出してあるか、休業補償が出るか、症状固定が出るか、である。休業補償とは労災によるけが、病気のために就労することができない場合、休んでいる分の平均賃金の8割が国から支払われる<sup>68</sup>というものだ。これは労災に遭った人が働き始めるか、もしくは医者完治したと診断した時点で打ちきられる。雇用主が労災申請してあれば解決するが、外国人だと申請していない場合がほとんどである。症状固定とは、治療を打ち切っても容体が悪化しないと医者が判断したときの状態をいう。このあと身体に障害が残れば、後遺障害が認定され保険が下りる<sup>69</sup>。前述のフィリピン人男性のようなケースでは、雇用主に事実関係を確認し、労災保険の適用を依頼する。もし、雇用主に拒否されれば、本人の自己申告によって労災保険を適用させていかねばならない。雇用主と交渉に入る際、当該の外国人が「不法」残留の身であれば、その人は雇用主から居住地を知られないようにしなければならない。雇用主から入管や警察に通報される恐れがあるからだ。

労災のケースにおいて、日本に滞在することが「非合法」とされてしまう外国人は、入管に見つかれば強制送還されてしまうゆえ、たとえ労災事故に遭っても、労災が切り捨てられ、放置されてしまう。

たとえば以下のようなケースだ。バングラデシュ人の兄弟がゴム部品製造会社にて就労。兄がプレス機に親指を挟まれ切断。医者は手術すれば100%治るといった。しかし、この会社は彼の労働災害保険加入を怠っていた。会社が労災保険に加入しなければ、治療費約500万円は会社が全額負担せねばならない<sup>66</sup>。これを嫌った社長は「治療費を払うことはできない。おまえが払えないのなら指を切れ。指を切らないのならおまえ

の弟がどうなっても知らないぞ[入管に通報する]』という<sup>66</sup>。家族への仕送りを途絶えさせるわけにもいかず、弟のことも心配だったので、彼は指を切断せざるを得なかった。

建設業の場合には労災隠しが起こる。たとえば以下のケースだ。フィリピン人男性が栃木県内の高速道路工事現場にて就労。橋桁となるコンクリートを流し込むベニヤ板の型枠を糸のこで切断中、労災に遭う。彼を雇用していた会社の社長は、労災が発生した事実、就労ビザのない外国人を雇用していた事実が元請けの会社に発覚することをおそれ、労災の起きた現場を神奈川県内にある会社の所在地近くの資材置き場、労災にあった人の名を日本人名にして虚偽の労災申請をした<sup>68</sup>。建設業法には、下請け業者への監督責任は元請け業者にあること<sup>69</sup>が定められている。仕事を回してもらわなければならない関係上、下請け業者の側は自分たちの不首尾が元請け業者に知られることを恐れるのだ。

(イ) 賃金未払い フィリピン人男性 2 人の相談。1998 年 6 月から 8 月まで銀座などのマンション建設現場で働く。1998 年 6 月分が未払い。7 月、8 月分も約 2 ヶ月遅れて「内金」という形で支払われた。日給 12,400 円の契約だったが、遅配された給料はどんぶり勘定で、茶封筒に「島田殿 内金 10 万」などと書かれたものに入れて給料が渡されたい。仕事場では「島田」という名前で雇われていた。契約の金額で計算すると約 22 万円足りないことが判明する。相談者は 7、8 月分の給与明細を持っていたが、それには当初の契約通りの金額で計算してある。相談者がノートに書きとどめておいた、何月何日にどの現場で何の仕事をしたか、親方は誰かを記録してある「デヅラ」をもとに計算すると 67 万円あまりが未払いということになった。

未払いの相談を受けた場合、賃金の支払方法や未払い総額はいくらかを、相談者の持っている給与明細や「デヅラ」、給料を入れた茶封筒をもとに確認する。これらは会社側と交渉をするときに重要な証拠となる。現場調査を行うと、元請けは大手建設会社である事が分かる。もし相談の内容が事実だと分かれば、元請けに連絡を入れプレッシャーをかけていくことは有効な手段<sup>70</sup>となりうる。このあと、会社へ出向き、事実確認し交渉する。会社へは相談者も同行する。雇用主が入管へ通報する恐れもあるので、スタッフも私を含め

3 人で、周囲を警戒しながら会社へ出向く。

私が出向いた会社では、約 200 人の労働者を雇い、うち外国人をイラン人・中国人・韓国人・フィリピン人合わせて約 20 人雇っていた。この会社の社長と交渉をする。会社側は労働者の賃金支払いについての帳簿・支払明細を 2 年間保存しておく義務があるので、それらと照合するのだ。その建設労働者たちの支払明細や帳簿は手書きである。現場では日本人名で呼ばれており、このフィリピン人男性の場合「島田」であった。帳簿類もすべて「島田」で記入されている。会社側が持っている明細の「金 〇〇万 正に領収いたしました」のところには拙い漢字で「島田」とのサインがあった。事実確認したところ、茶封筒に入れて渡したどんぶり勘定の「内金」と、給与明細との差額については、未払いを認めたが、6 月分 44 万円あまりについては、もうすでに支払ったという。会社側に、6 月分についての「島田」のサインが入った領収書が残っていた。

賃金の支払においては、以上のケースのように杜撰なケースが目立つ。賃金の支払いは手渡しが多い。給与明細が渡されないケースもある<sup>71</sup>。明細が大学ノートを切ったものに手書きで書かれているというのもあった<sup>72</sup>。これでは約束通りの賃金が支払われなかった場合、十分な証拠が従業員側の側にある。だから未払いの事実を訴えても、相手側が未払いの事実を認めないと、働いた分の賃金を約束通りに獲得することは難しくなる。

(ウ) 解雇 相談に訪れたのはタイ人女性。1992 年に来日した 49 歳。神奈川県中部にある台所家具組立をする会社。6 月に「不法」残留の同僚が交通事故で警察に捕まった。「不法」残留の外国人を雇用していることが露見することを恐れた社長から、他の「不法」残留の外国人とともに、「休んでいてくれ」といわれ、そのまま 4 ヶ月間待機の状態が続いた。会社の都合で休業させられる場合、労働基準法第 26 条に基づき、会社は休業手当を支払わなければならない。ところが、これは支払われておらず、事実上の解雇ということになる。解雇する場合、雇用主は従業員に対し、30 日前までに解雇の旨を伝えなければならない。ところが、このケースは突然事実上の解雇を言い渡されたことになるので、解雇される直前の平均賃金に基づいて、1 ヶ月以上の解雇予告手当を要求していく<sup>73</sup>ことになっ

た。このケースでは、社長が解雇を認め解雇予告手当15万円を支払うということで解決した。

「不法」残留の外国人は法的に不安定であることから、解雇の対象になりやすい。法律通りに解雇の手続きがなされることは、まずない。したがって、解雇の交渉を雇用主と行っても、社長は「辞めてほしいと1ヶ月前に言ったはずだ」と言い出し、雇用者と労働者の主張が食い違くと、証拠がない限り、解雇予告手当をとることは難しいのだ。解雇の場合も解雇したという証拠が文書で存在しないので、雇用主にしらをさられば終わりだ。

(エ) 税金還付 12月に訪れたパキスタン人男性。来年早々帰国するので、税金還付申請をした。1994年と1996年の分について税務署で扶養控除の手続きをしたが、受理されなかった。後日事情をききに税務署へ一緒に行く。税務署員によると、外国人が税金還付を受ける場合、本国に扶養者がいる証明書に加え、毎年本国へ送金した銀行のレシートなどの記録が必要だという。本人は、パキスタンの裁判所が発行した父母と3人の妹、妻、3人の子どもを養っているという証明書を持っているが、送金は毎年やっていたわけではなく、前述の分は次の年にまとめて払っていたというのだ。したがって、1994年と1996年の分については、送金したという証拠がなく、受理できないという。受理されるには、他の年に送金した分を、送金しなかった年に、家族の扶養のために使ったという証拠を文書で提出してほしいという。日本人は住民票さえあれば受理されるが、外国人はそれだけでは受理されないのだ。お金を家族の扶養のために使ったという証拠を出せといわれても、不可能なので、送金しなかった年の税金還付についてはあきらめるしかなかった。

税金については、本人が払ったと思っても、雇用主が税務署に納めておらず、還付の額が少ない、雇用主が税金を必要以上に多く徴収しているなどの理由で源泉徴収票を出すことを渋るケースが多いという。

以上の4つについての相談に来る外国人は、ほとんど「不法」残留の身にある。したがって日本で働くことは「非合法」とされる。警察に「不法」残留の事実が知られると逮捕される。「不法」残留の期間が短ければ取り調べを受けた後に、「不法」残留の期間が長ければ起訴され裁判を受けて執行猶予判決を受けた後に、

入国管理局へ身柄が引き渡されて、本国へ強制送還されてしまう<sup>74</sup>。雇用主はこうした外国人の立場につけこむ。

これらのケースは外国人が相談に来たから明らかになったものであり、実際には泣き寝入りするケースがとても多い。このことを、以下の2つの事例が示唆している。

労災に遭ったバングラデシュ人男性の病院への付き添い<sup>75</sup>をしたとき、彼の友人のバングラデシュ人男性が10年前、仕事中に指を切断したが今からお金をもらえるかと言った。また、中国人男性の入管法の裁判において、判決をうけ裁判が終了した後、彼が担当の弁護士に、建設現場で現場監督から受けた暴行により鼻の骨を骨折したことと賃金の未払いがあることを、法廷通訳人を介して訴えた。未払いや暴行の事実を訴えることで自分の「不法」残留の身が露見し逮捕されることを恐れて、すぐに訴えられなかったのだという<sup>76</sup>。

「非合法」外国人を雇う背景には、土木建設業や溶接、プレスの仕事のような「3K業種」<sup>77</sup>には日本人の働き手がおらず、「非合法」外国人なら働いてくれる<sup>78</sup>という事情がある。「3K」であるがゆえ、事故がおきやすい。日本人であれば、労災が起きた場合、労災申請に加え、損害賠償を会社に請求することができる。しかし「非合法」外国人であれば、労災がおきてもそれを隠しやすい。雇用主にとって外国人が文句を言えば、入管に通報するだけでよいのである。だから、損害賠償どころか、労災保険にも加入しない。さらに不況などの影響で経営が苦しくなれば労働基準法に定められた手続きを取らずにすぐクビを切れる<sup>79</sup>という「うまみ」もある。以上のことから、「非合法」外国人であるがゆえ、問題の所在で述べた労働法第3条にうたわれている労働者としての権利がおかされやすい立場にあることが分かる。

3.2.2. 「非合法」労働市場の空間的拡大 横浜にカラバオの会の事務所があるので、相談者の就労場所は神奈川県内、東京都内がほとんどである。しかし、ここ1、2年あたりから神奈川、東京以外の現場の相談が増えてきた。相談者の住んでいるところが神奈川県内であっても、就労場所が神奈川県外に広がってきているからからである。1998年には現場が栃木県<sup>80</sup>と千葉

県<sup>81</sup>、1999年には青森県からの相談があった<sup>82</sup>。青森県で起きたケースはスタッフがバングラデシュ人の友人から「友人が青森で困っている」との連絡があって引き受けたものである。1999年に引き受けた労働相談（労災・賃金未払い・解雇・税金還付）の件数は51件。一方1998年は83件だった。件数は約4割減少した。しかし1999年の10月には茨城県・群馬県・福井県からの電話による相談があった。どのケースも、最寄りの機関を紹介した。

このことから、東京、神奈川での外国人に対する労働需要は減少しており<sup>83</sup>、地方都市での外国人に対する労働需要が増加していることが推察できる。詳しいことは4章で論じるが、「不法」残留外国人の労働相談・生活相談を受ける支援団体が地方都市に存在しないか、もしくは基盤が脆弱で解決力がないために、外国人に知られていないのではないだろうか。搾取行為に対して「うるさいこと」を言う支援団体が地方都市にはないゆえに、地方都市へと「非合法」外国人の労働市場が空間的に広がっている状況がうかがえる。

### 3.3. まとめ

就労ビザのない外国人が就く仕事は国籍によって、若干業種が異なる傾向があるものの、ほとんどは「3K業種」である。そして、労災隠し・賃金未払い・労災保険への未加入など、雇用主が労働者をきわめて搾取しやすい環境におかれている。その原因は、雇用される外国人が、日本では「非合法」とされているがゆえに、常に警察に逮捕され、強制送還される危険に晒されるという、非常に不安定な立場である。雇用側も、外国人が文句をいえば入管または警察に通報するといっただけで、泣き寝入りさせる。しかし、「非合法」外国人ゆえに、雇用者側にとって搾取しやすい人であるということ自体が、彼ら・彼女らへの労働需要を生み、法律を「破っても」来日し、日本で稼いで本国へ送金したいという労働力供給側とのあいだで、皮肉にも独自の労働市場を形成しているのである。

## 4. 「非合法」外国人労働者支援活動に生まれたジレンマ

2章、3章において、国境を「破って」働くために来

日し、そこで「非合法」に就労している人が、「非合法」とされるがゆえに置かれる立場を明らかにした。本章は、こうした現状にある外国人が「非合法」とされるがゆえに侵される労働者としての権利を人権擁護の立場から支える支援団体のひとつ、カラバオの会での活動を通じて明らかとなった、支援活動に孕まれるジレンマについて論じる。

### 4.1. カラバオの会の方向性の変化

カラバオの会の活動内容は、発足のきっかけが労働問題であったことから、「労働相談」が「活動の柱」と位置づけられている。発足の当初は、大衆運動の色が濃かったようだ。1993年になされたカラバオの会の総括は、

われわれは、一方で、外国人労働者の直面する権利侵害に対する闘いを組みながら、もう一方で、そこに集約されている資本の収奪という、現代社会の構造そのものの問題を、社会全体に訴えつつ運動の輪を広げていく努力を重ねてきた。それが期せずして、労働相談活動をドリルの先端とする市民運動という、カラバオの会独自の性格を作り上げてきた<sup>84</sup>

と述べている。

一方、私が参加しはじめたときは、「現代社会の構造」を「社会全体に訴えつつ運動の輪を広げていく」というよりも、どちらかといえば、個別のケースについて「権利侵害に対する闘いを組んでいく」という方向への活動の色が強いように感じられた。このほか、「日本語講座」「パソコン講座」などが定期的に行われているが、これらセクションにも発足当初の推測できるカラーとはずいぶん異なっているように見受けられた。発足当初の、これから革命でも始まるかのようなものしさではなく、私が参加してからの感覚としては、交流ツアーを企画したり、「横浜国際協力まつり」へ参加し外国人とともにピリヤニを作って販売したりと、どちらかといえば国際協力サークル活動にも似た雰囲気がある。

このように、活動のカラーは変わったようだが、対外的には、発足のきっかけでもある「労働相談」によって外国人の人権救済活動を行っている団体だと認知されている。このことが如実に表れるのは、ニュースレター『KALABAW』の記事内容によってカンパ・会

費の額が異なってくるという事実である。事実、1999年11月に発行した『KALABAW』84号に労働相談で受けたケース<sup>85</sup>を紹介したところ、いつもより<sup>86</sup>は多くの会費未納者が会費を支払った<sup>87</sup>。会員は、労働相談の活動に対して会費を支払っていることがうかがえる。

#### 4.2. カラバオの会の限界①： 支援活動拡大への財政的な障壁

カラバオの会では、財団法人神奈川県国際交流協会や横浜市国際交流協会から年間100万前後の助成金を受けている<sup>88</sup>。このお金はもともと税金である。「不法」残留の外国人が摘発されれば、入国管理局が強制送還する一方で、主に「不法」残留の外国人の人権救済活動を行っている団体を行政が財政面から支えている構造になっている。しかし、この助成金は毎年いくら受けられるか分からないので、確実な収入源ではない。

カラバオの会の収入には、助成金のほかにカンパと会費があり、カンパと会費が収入の約6~7割を占めている。財政は今年に入ってから赤字になった。大きな原因は、会費とカンパが減ったためである。1999年の収入のうち、カンパによるものは1997年にくらべ約4分の3に、会費によるものは半分になった。個人会員は定着しにくく、1997年に会員だった人の約半数は1999年には未納者となっている。カンパや会費による収入が少なくなったのは、不況により会員や他団体も金回りが悪くなったこと、マスコミの「外国人労働者問題」への関心が徐々に薄れつつあるためではないかという<sup>89</sup>。

カラバオの会は、「労働相談」が土台となって、「日本語講座」などその他の活動へと広がっていった。私は「労働相談」に参加してきて日本語講座にはまだ参加したことがなく、比較はできないのだが、「労働相談」に関わっていくと、かなりの時間を取られるし、相談者は生活がかかっているケースがほとんどで、相談を受ける側も相当の覚悟を持って臨まねばならないと実感している。例を挙げると、ある労働相談スタッフは平日の昼間に働く会社員で、賃金未払いのケースについて当該の会社側と交渉を行うとき、会社が引けたあと夜8時から交渉をしたり、どうしても都合がつかないときは、会社を早退して交渉の時間をとらなくてはならない。「神奈川シティユニオン」へ協力の依頼をした場合、「団交・争議」に参加する必要もある。ス

タッフのほとんどは昼間、仕事をしている人だ。私のように暇な学生スタッフと違って忙しい。それにもかかわらず、仕事の合間をぬって関係各所へ出向いているのだ。相手方と交渉をするとき、こちらの要求が受け入れられることはほとんどないし、先方から屈辱的言動をされることも間々あるようで、精神的負担もかなり大きいと推察できる。私は税務署へ税金還付について交渉に出向いたことが一度あるだけだが、こちら側の要求は全く受け入れられず、かなりがっかりした。また、「非合法」とされる外国人を支援しているために、警察などから目をつけられる。ある労働相談のスタッフは、1998年にカラバオの会の事務所が入ったマンションの踊り場で韓国人が殺された事件が起きてから数日間、刑事に尾行されたという。また、入管法には「不法滞在幫助」罪が規定されており、実際の逮捕事例は聞かないが、民間ボランティアによる「非合法」外国人の「人権救済活動」は「不法滞在幫助」という「犯罪」であるという解釈もなりたちうる。このようなボランティアでやるにとしては「つらい」側面のためか、過去に「日本語講座は日本人スタッフも充実し」ているが、「労働相談を担ってきたのは2~3人という小人数」<sup>90</sup>という状況もあった。

以上のような財政難と労働相談に関わる人の不足を克服するために、労働相談より幅が広いいわゆる「市民運動」、具体的には各種集会や行政交渉への積極的参加<sup>91</sup>を行って、支持基盤を広げることが考えられる。このことによって、カラバオの会の活動が大手マスコミなど<sup>92</sup>を通じ、広く人々に知れわたれば、カラバオの会のような労働相談活動に対しても「ボランティア活動」に参加する人も増えていく、あるいはカンパも増えていくことになろう。しかし、活動している人は他に仕事を持っており、時間的制約がある。「労働相談活動」の存在を「世論」にまで広め、連帯を広めていくには、ニュースレターでのケース紹介や講演依頼<sup>93</sup>を積極的に引き受け、そこで伝えていくといった方法が、無償の「ボランティア」という立場からでは精一杯である。カラバオの会の活動を広めようとして「市民運動」に力を入れれば、外国人労働者の生活と直接関わっている「労働相談活動」がおろそかになってしまつて、本末転倒となるおそれがある。

かといって、一方で「労働相談活動」一辺倒では、活動内容が対外的に伝わりにくく、活動資金も集まら

ないので、十分な支援活動ができない。カラバオの会の労働相談スタッフは、それぞれ仕事を抱えながら活動していることにより負担があることに加え、折からの不況がスタッフ各人の仕事・生活に影響し、自ずと相談件数を制限せざるを得なくなって、カラバオの会労働相談全体の活動力が低下している、と指摘するスタッフもいる。

要するに、外国人労働者へ支援活動を行う基盤を財政的に確立しようとする、広範な支持獲得の市民運動が必要となるが、そのためには支援自体をおろそかにせざるをえず、他方支援活動に力を注ぐと支持が伸びず、財政難となって支援活動自体が十分できなくなる、というジレンマに会はぶつかって、活動力が低下する状況に置かれているのである。

#### 4.3. カラバオの会の限界②： 国際交流の理念には られた葛藤

対外的にはカラバオの会は、日本で生活している外国人の置かれたシビアンな現状を改善すべく、労働相談などで、実効的な活動をしている団体として知られている。日本語講座を中心に活動している団体として知られているわけではない。しかし、カラバオの会がやっている日本語講座は、ボランティアとして比較的参加しやすいセクションで、カラバオの会という団体への関わりを持つ「入り口」とも位置付けられている。事実、労働相談のスタッフには、当初日本語講座のスタッフだった人がいる。その人は、労働相談に訪れる外国人の置かれた現実を目の当たりにして、日本語講座から労働相談のスタッフとして関わるようになったという。だがこうした人は、実は例外的存在である。

日本語講座のスタッフは充実しているものの、何年も携わっていく人は多くない<sup>94</sup>。「ボランティア」というのは、自分がやりたいと思えば「自主的に」参加し、仕事が忙しくなったり自分に合わないと思えば「自主的に」やめられるものだという考え方の人がまだ結構いる。ボランティアにも当然責任があるのだから、これではその責任を果たしているとはいえないが、カラバオの会の日本語講座活動にもこうした考え方が一部で認められる。しかし、労働相談のセクションのボランティアは、暇ができたなら参加し、忙しくなったらやめるという軽い気持ちで参加できるものではない。

カラバオの会では月一回、いろいろなセクションで

活動をしている人たちが集まって、セクションごとの活動内容の報告、他団体からの催し物の連絡や、会としての催し物についての参加の是非などを話し合い、意思決定していく「定例会」がある。この会において、日本語講座セクションの姿勢について、前述の労働相談スタッフから問われたことがあった。日本語講座に参加している人には「定例会」にも出て来ない人が多く、日本語講座だけに参加して自分のやりたいことだけやっていて、日本語講座だけ、カラバオの会から独立してやっているように見えたようだ。もちろん日本語講座に中心となって参加しているスタッフも、いいかげんに取り組んでいるわけではないし、他に仕事をもっている人がほとんどで、時間を割くことができず、日本語を教えるだけで精一杯かもしれない。外国人にとっても日本語を覚えることは、日本でだれの助けも借りずに生きていくために必要なことであり、日本語講座の意義は大きい。しかし、労働相談スタッフは、日本語講座に参加しているボランティアの人も、もっと外国人の持つ人間としての権利が侵されているシビアンな現実にも目を向けてほしいと思っているようだ。もともと日本語講座のセクションにいた労働相談スタッフは、「日本語講座は、一ステップであってほしい。外国人労働者のおかれている現実を知ったら、次の行動を起こしてほしい」という。

だが、こうした「次の行動を起こす」ことは簡単だろうか。こうした日本語講座セクションと労働相談セクションの間には、空間の「連続性」と「分断」に関わる、「外国人との国際交流」についての、根本的な理念の違いがある。日本語講座での外国人との交流と、労働相談での外国人との交流では、交流を企画する側の置かれた立場も理念も大きく異なる。

前者は「楽しい」。日本語講座で旅行した伊豆では、トランプをしたり、いっしょにご飯を食べたりしつつ、お互いの国の話をする。これも「国際交流」かもしれない。いろんな国の人と話をして、「いろんな国の文化があるんだなあ、異文化交流ってすばらしいなあ」という感覚だ。したがって、前者の国際交流は、国家による空間の「分断」をたえ無意識ではあっても前提とし、既存の国境によって仕切られた国家の枠組みのなかでそれにあらがうこともなく、前述したように「楽しく」外国人と付き合うことができる。この「国際交流」において日本人は、「国境により守られた日本」という特権的な

箱の中にぬくぬくと安住し続けていけばよい。

一方後者は「楽しくない」。「いろんな国があるから、こんなひどいことが起きてしまうんだ」と実感する。平日の昼間に会社や役所、病院へいっしょに赴く。こちらの要求は通らない。労災にあったときの状況がいかにひどいか聞かされる。切断した指を目の当たりにする。いっしょに現場調査へ行く。ここでは、人権というのは「国の違い」に関係なく空間にまたがる普遍的なものと考え、分断された国境という壁を打ち破ろうとする、「連続性」を前提とした国際交流が行われている。国境など人間が人為的に「分断」する以前の、人間による手が加えられない原初的絶対空間の自由で平等な「連続性」こそ本来の空間のありさまであるとなれば、空間の「分断」そのものを否定しなければならぬ。これは空間の「分断」を前提として存在する、「国境により守られた日本」が作り出した既存の諸制度との闘いを必要とする。こうした闘いは、もちろん「つらい」。

以上のように、日本語講座セクションと労働相談セクションそれぞれが「国際交流」する上で前提とする理念は、前者が空間の「分断」、後者が「連続性」であり、互いに矛盾している。それゆえ、この節の最初で述べたような、もともと日本語講座セクションにいた労働相談スタッフの日本語講座セクションに対して活動姿勢を問うたことに見られるような「溝」が生ずることは、むしろ当然である。換言すれば、この労働相談スタッフのいう「次の行動」とは、「今まで前提としていた『分断』を否定すること」を意味する。これまで前提としていたものを否定するのは難しい。その前提が無意識のうちになされてきたのであればなおさらである。たとえ否定し、「次の行動」を起こしたとしても、その活動には、4章2節で指摘したような「つらさ」がただちにやってくる。だが、この「つらさ」こそ、本当のグローバルを前提した国際交流ではなからうか。

#### 4.4. カラバオの会の限界③： 支援することにより生じる雇用との矛盾

カラバオの会へ相談に来る人は、同じ国の人からその存在を知ってくるそうだ。過去に相談に訪れたことがある人に紹介されたり、直接の面識はなくてもカラバオの会のスタッフの名刺を譲り受けて、電話をかけてくる人もいる。その他、カラバオの会で外国人向け

に、生活情報などを母語で執筆して発行しているニュースレターを翻訳しているバングラデシュ人の紹介などもある。同国人のネットワークはかなり強いことを実感すると同時に、カラバオの会が解決力を持っていると外国人にある程度認められている事実である。

しかし、カラバオの会で受けた労働相談（解雇・労災・賃金未払い・税金還付の4つ。結婚・出産・交通事故などの相談は除く）の件数は、1998年には83件だったのが、1999年は51件に減少した。この原因として、3章で指摘した通り、「非合法」外国人の労働市場が地方都市に拡散したことが考えられる。

この増大には、地方都市に「非合法」外国人の人権救済活動を行って実効的成果をあげている団体が存在しないことが関わってはいまいか<sup>95</sup>。カラバオの会のような支援活動を行っている市民団体が多い都市部よりも、支援活動の影響力が小さい「辺境の地」<sup>96</sup>といわれる、地方都市での外国人に対する労働需要が高まっている事実の裏を返せば、カラバオの会のような支援活動が強まるにつれて、「非合法」外国人の雇用機会は奪われてゆくということである。日本全国津々浦々を支援活動がおおいつくせば、日本に「非合法」外国人の働く場所はなくなってしまうかもしれない。国籍や在留資格の有無に関わらず、「労働者としての権利」、「人間としての権利」を普遍的に求めることによって、皮肉にも「非合法」外国人を雇用することを控え、かえって「国籍」による労働者の選別がなされる傾向を増長してしまうのである。あるスタッフは「労災のケースで、病院へ付き添ったとき担当医や病院のソーシャルワーカーに『あなたがたが正義感を振りかざして労災の申請をするのはよいが、他の外国人が解雇されてしまう』とって申請に反対されたの。もちろん労災だということを承知の上でよ」と語った<sup>97</sup>。人権問題にはとりわけ鋭敏であるべきソーシャルワーカーが、悪質な労災隠しを結果的に肯定するような言動をするのには、このスタッフと同じく憤りを覚えるが、労働法に則りケースを解決して「非合法」外国人の立場を擁護すれば、3章で指摘した雇用者が搾取しやすいという「うまみ」が弱まり、雇用機会を奪われる「非合法」外国人の立場が損なわれるという矛盾が存在することは、事実である。

支援活動をすることで逆に「非合法」外国人の雇用が奪われていくというジレンマの背景には、支援活動

自体のなかに孕まれている、「分断」に依拠した「連続性」の主張という矛盾がある。すなわち、4章3節で指摘したとおり、カラバオの会での労働相談活動をはじめとする支援活動は、空間の「連続性」を前提とし、「分断」を否定するものであるが、この「連続性」を前提とする支援活動は、実は、「国境により分断されてきた国家」が定める法規を根拠に、労働者の権利の「連続的な」普遍性を主張しようとする試みなのである。

#### 4.5. カラバオの会の限界④： 労働者に内面化された闘争の局地的埋め込み

神奈川県にはその他にも支援団体があり、カラバオの会とも連携を図っているところがある。その一つが「神奈川シティユニオン」である。神奈川シティユニオンは川崎市にある地域労働組合で、労働者で組合費を払えば、だれでも組合員になれる。現在は専従4名・ボランティア6名・日本人組合員約180名・外国人組合員約200名、そのうち7割が韓国人である<sup>98</sup>。労働組合は圧倒的に解決力がある。相談件数は年間およそ300件で、外国人からの相談件数は7割を占める。そのうち話し合いで解決するものは200件で、あとの100件は当該企業と団交することになり、このうち50件は団交で解決、残りの50件は裁判になるという。およそ8割が団交で解決されるということになる<sup>99</sup>。カラバオの会では1999年に寄せられた労働相談（賃金未払い・解雇・労災・税金還付）は51件、うち解決したケースは9件である。2割にも満たない。シティユニオンとカラバオの会の間で解決力に差があるのは、前者が「労働組合」であり、後者が「ボランティア団体」であることに尽きるだろう。たとえば、カラバオの会では多くの場合、こちら側が企業に時間を合わせ、出向かねばならない。しかしシティユニオンの場合、団体交渉に入ることを通知すると、法的に企業はそれを拒否できない。つまり、企業の方から事務所へ出向かせることができるのである。向こうが団交に応じなければ、争議すなわち抗議行動に移ることになる。会社に押しかけるのだ。「不法」残留の外国人が白昼堂々、会社の社屋に入って経営者を追及する。私が参加した抗議行動は、墨田区の皮革加工業に従事していて、皮をなめすローラーについたカスをとろうとしてローラーに腕を巻きこまれ、腕の自由がきかなくなるという労災に遭ったバングラ

デシュ人男性のケースである。会社の前で当該のバングラデシュ人と10人ほどの韓国人を含む、30人ほどの組合員が会社の前でピラをまき、シティユニオンの書記長がトラメガで「会社は労災の責任をとれ！」と抗議する。他の人はゼッケンやはちまきを身につけて周囲の家のポストに会社の労災隠しを糾弾した内容のピラを入れたり、シュプレヒコールをあげたりする。警察は、民事不介入という原則があるので、抗議行動のなかに「不法」残留の外国人がいると知っていても手を出せない。

シティユニオンは要求額が大きい。カラバオの会であれば、労災なら、労災保険によって下りる医療費・休業補償・後遺障害への補償の給付獲得に力を注ぐ。他方、シティユニオンは、これに加えて損害賠償を企業に請求する。私が参加した抗議行動のケースでは300万円の損害賠償を請求していた。シティユニオンは労働組合ゆえ、解決力が高い。このケースでは、抗議行動のあと会社側が支払金額を50万円アップの250万円を提示してきたという。

シティユニオンは解決力という点でカラバオの会を圧倒するものがある。しかし、「非合法」外国人労働者にはハードルが高い。シティユニオンは相談を持ち込んだら、まず月2,000円の組合費を払わなければならない。そして、他の外国人のトラブルを解決する争議に、一度は必ず参加しなければならないのである。「外国人たちはビザなしで海をこえてやってきた強い人たちだ。かわいそうだから助けようというのでは失礼だ」というのが、シティユニオンの基本的考え方である。したがって、カラバオの会で行うような解決のために必要な書類の作成や、元請けを突き止めるための現場調査はできるだけ当該の人にやってもらう。また、自分の問題さえ解決できればよいというのは「エゴ」であるという理由から、他の労働者の抗議行動にも参加してもらう、という方針をとっている。韓国人は本国において労働運動が盛んになってきたためか、抗議行動への参加に積極的である。この方針になじむ韓国人のような場合はそれでよいが、なじまない外国人もいる。本国に労働組合運動の伝統が弱いバングラデシュ人・パキスタン人・フィリピン人<sup>100</sup>は、組合費の支払いを滞ったり、他の外国人の争議への参加も消極的だったりするそうだ。加えて、外国人の働く会社は零細企業が多く会社の名前や社長の名前を本人が知らない

ということもある。建設業で働いていた場合、現場も日によって転々としている上、現場へは車で連れて行かれることがほとんどなので、外国人単独の力で元請けを特定することは不可能に近い。

カラバオの会では、解決金をとったりすることはない。未払い賃金の計算などではできるだけ当該の人にやってもらうが、必要書類作成についてはカラバオの会のスタッフがほぼすべて行う。カラバオの会に来る相談は会社の名前はるか社長の名前すら分からず、建設業の重層的下請け構造のもと、元請けの特定が難しいケース<sup>101</sup>がよくある。また、解雇のケースでは、3章で指摘した通り、口頭で雇用者から解雇を言い渡されることがほとんどで、解雇したという。文書の証拠がない限り、解雇予告手当をとることは難しい。これらのような場合でも、シティユニオンであれば、必要証拠はすべて外国人の手で集めなければならないが、カラバオの会では何とか助けようとする。「来るものは拒まず」である。このような「きめの細かさ」ゆえにカラバオの会ではシティユニオンに比べて解決力は劣る。特に1998年に入ってから、解決の難しい解雇のケースが増えてきている。証拠などが乏しく、解決が難しい場合もカラバオの会では受けていく。

以上のように、両者の解決力の差は、団交などが法的に認められているか否かということに加え、どんなケースでも受ける姿勢と、外国人が自力で必要なものをそろえなければ受けないという姿勢の差ともいえよう。両者とも国境をこえた普遍的な人権を追求しているが、その追求のしかたは異なる。シティユニオンの方は、外国人といえども日本人と同じく労働者であることに変わりはない、という考えである。「国籍」の壁を無視して国境を越えた人権を普遍的な階級闘争によって追求し、労働者の自立を求めている。しかし、この要求に外国人がついていけるかどうかは、労働者の出身国によって差がある。「闘う労働者としての義務」を当事者に普遍的に要求すると、当の労働者自身の中に内面化されたそれぞれの国における階級闘争の伝統の局地的な埋め込み(local embeddedness)というロカリティが、ますます強調されてくる。

他方、カラバオの会は、労働者としての権利を「国籍」という壁を越え、国境を否定して追求するさいに、外国人を「強い人」ではなく、一律かつ均等に「支援すべき立場にある人」ととらえている。そこには、相

手がおかれている「日本人ではない」ゆえの法的立場を踏まえ、「弱い立場におかれた人」を相手にしているという意識が多分にある。これは、別の意味で、日本と非日本という、労働者の内面における局地的な埋め込みにおける「分断」の強調である。

このジレンマの中で、その労働者の身体に埋め込まれてきたそれぞれの国境によって仕切られた国家での階級闘争の伝統が、グローバルな空間においても決して虚構ではない、ということが目の当たりになる。

#### 4.6. 相談に来ない人たちの存在

私が労働相談に参加してから訪れた外国人、あるいは関わった外国人の働いている（働いていた）外国人の仕事は以下の通りである。また1999年に相談に訪れた人を国籍ごとにみると、表4-1の通りである。

7月	フィリピン人男性、解体、労災・賃金未払い
8月	バングラデシュ人男性、コンピューター部品製造、賃金未払い パキスタン人男性、排気口製造および取り付け、賃金未払い バングラデシュ人男性、板金、倒産
9月	フィリピン人男性、解体、足場、賃金未払い
10月	タイ人女性、台所家具組立、解雇
11月	バングラデシュ人男性、溶接、税金還付 フィリピン人男性、バンド演奏、賃金未払い
12月	パキスタン人男性、溶接、解雇・税金還付 タイ人男性、エンジン部品のプレス、労災 フィリピン人男性、溶接、賃金未払い
このほか、	バングラデシュ人男性、ゴム部品製造、労災・賃金未払い バングラデシュ人男性、皮革加工、労災

表4-1 労働相談（解雇、労災、賃金未払い、税金還付以外の相談内容<sup>102</sup>も含む）国籍別内訳（人）（1999年1月～12月）

バングラデシュ	22
フィリピン	11
パキスタン	11
タイ	18
韓国	6
その他	11
合計	79

その他内訳： インド・イラン各3、スリランカ2、ナイジェリア・ボリビア・ブラジル各1

出所 『KALABAW』85号、5ページ、2000年より作成

カラバオの会へ相談に訪れる人の国籍は、バングラデシュ・パキスタン・フィリピン・タイが多く、日本において「不法就労事件」、「不法」残留の国籍が多い中国がおらず、最も多い韓国も少ない。そして、労働相談で訪れる女性も少ない。2章で示したように女性がついている仕事はホステスがもっとも多いが、ホステスの仕事をしている女性が労働相談に訪れることはない<sup>103</sup>。

韓国人が相談に来ない理由として、前節で指摘したように解決力のあるシティユニオンのような労働組合のほうに相談を持ち込んでいることが考えられる。すべての人があてはまることではないと思うが、韓国本国ではすでに労働組合による権利獲得闘争が日常化しているため、カラバオの会のように、時間はかかっても個々のケースについて個別に関係各所と交渉していくよりも、組織力を生かして団交・争議を行い解決に持ちこみ高額のお金を勝ち取れる労働組合のやり方を好むのではないだろうか。

中国人が相談に来ないことについては、相談に来る外国人は友達のツテをたよりに、カラバオの会の存在を知り、相談に訪れることから、一度中国人のケースを解決すれば、バングラデシュなどの場合と同様、支援団体についての情報網が張り巡らされ、相談に訪れる人が増えていくことが予想できる。

以上のことを指摘した上で、この他に相談に来ない、あるいは来られない事情について考えてみる。

4.6.1. 「非合法」とされる立場ゆえの弱さ 第一に、3章1節で指摘したように組織化された渡航から就労までを引き受けた斡旋ブローカーが存在し、旅券などを取り上げられ、自らの意志による自由な職業選択ができない状況のもと<sup>104</sup>で雇用主からの監視の目が厳しく、搾取されているために、助けを求めようにも求めることができない、あるいは支援団体の存在自体知らないことが考えられる。

第二に、自分のおかれた「非合法」という立場ゆえ、日本人主体の支援団体との接触を嫌っていることが考えられる。特に「密航」によって来日した人は、「密航費用」を工面したことによって、親類や知人などから多額の借金を背負っている人が多い。それゆえ、支援団体に助けを求めて、そこでの仕事を失うこと、雇用主から入管に通報され、強制送還されてしまうことを

警戒しているのかもしれない。だから、支援団体に相談を持ち掛け、ごたごたを起こすより、まじめに、こつこつと働いていく方が「無難である」と思っているのではないだろうか<sup>105</sup>。また、3章2節で指摘したように訴えたくても、「非合法」であることにより、「訴えれば捕まってしまうのでないか」と考えて、あるいは雇用主から「入管に通報するぞ」と脅されて、泣き寝入りをしてしまうケースも多々あると考えられる。

ともかくも、「非合法」な手段で来日したという立場、働くのが「非合法」とされている立場が大きく影響している。

4.6.2. 見えてこない、労働者としての女性 カラバオの会に女性から寄せられる相談は、結婚による在留特別許可の申請についての相談、夫である日本人男性からの暴力が原因で離婚したいという相談などだ。賃金未払いなど労働相談の類でも、職種は製造業が多く、2章で指摘したような「興行」ビザで行う職種やホステスの仕事をしている人からの相談は寄せられない。

女性を支援する主な団体として、横浜に「女性の家サーラー」がある。「サーラー」は、「外国人女性のおかれている人身売買・強制売春といった深刻な状況にとりくむために、シェルター（緊急避難施設）が必要だ」<sup>106</sup>ということで、1992年に設立された。設立当初は売春を強要されて逃げてきた外国人女性が多かったが、年を追うごとに、離婚、同居男性の暴力、出産の相談が増えてきたという。ここにも、女性からの「労働相談」は寄せられない。

この理由は、ホステスや「興行」ビザでの就労が労働とはとらえられにくく、むしろ「女性の人身売買」「強制売春」というジェンダーの問題としてとらえられていることにあるのではないだろうか。もちろん、2章、3章で紹介したような人身売買・強制売春は許されることではないが、彼女らが来日を決意する、よりよい生活をしたいという経済的欲求は、男性と同じなのである。ホステスや舞踊などの仕事をしている女性が相談に来ない背景には、雇用者に自由が奪われているということもありえようが、こうした仕事を労働以前の道徳的に「許されないこと」だとする意識があるがゆえに、支援団体に労働者としての女性のネットワークを作ろうという動きが鈍い面が支援団体の側にもあるのではないだろうか。たとえばカラバオの会におけ

る「総括と展望」においても、「サーラー」設立の経緯として

海外から売られてきて、監禁・暴行をうけつつ売春を強要される女性たちの問題が、われわれにとっても直接の課題となって来た。膨大な『買春』需要を作り出しつつ、果てしない膨張をはかる資本の利潤追求が、被収奪地域からの女性の『輸入』という、最も非人間的な犯罪を『事業』として成り立たせる。シェルターの設立は、この巨大な問題に挑戦するほんの手がかりにすぎないが、しかし、大きな一歩であった<sup>107</sup>

と述べるのみで、女性を労働者としてとらえる視点は明確といえない。こうした意識が、「非合法」外国人女性の労働者としての覚醒と、ジェンダーを越えた労働者の連帯を遅らせ、闇に隠れた「強制売春組織」をのさばらせることになっているのかもしれない。

#### 4.7. まとめ

この章での論述を通じ、「人権擁護」という視点から主に「不法」残留の外国人を支援するということには、ジレンマが孕まれていることが見えてきた。「ボランティア」として支援活動の輪を広めていくことの難しさ。そこには「ボランティア活動」と「市民運動」とを両立させることのジレンマが存在する。カラバオの会での労働相談セッションと日本語講座セッションとの間の溝、外国人との付き合い方の違いには、空間の「連続性」と「分断」との両者相容れない対立が孕まれている。さらに、シティユニオンやカラバオの会の労働相談活動にも、「国籍」を否定することがかえって「国籍」を強調してしまうという矛盾がはさまれている。「国境を越えた人権擁護」「国籍を越えた交流」「国籍を越えた労働運動」を指向すると、いやが上にも個々の意識のなかに内面化された局地的な埋め込みの存在が強調される。そこには空間の「連続性」を主張しつつも、「連続性」と対立する空間の「分断」によって制度化された国家・内面化された「国民性」といったものを決して無視できず、あるいはこれらに依拠して「連続性」を主張せざるをえないという、大きなジレンマが孕まれている。

また、実際の支援活動を通して、支援の輪に入れない外国人の存在も浮かび上がる。特に女性の場合、強制売春・人身売買・男性からの暴力・出産・結婚といった問題は取り上げられるものの、賃金未払いや解

雇・労災のような労働問題はなかなか出てこない。労働者とは男性を意味し、女性の就くホステスなどの仕事は労働ではないというレベルのジェンダー意識が支援団体のなかに少なからずある。こうした労働に対する男性中心の考え方によって、女性労働者が抱える男性労働者と共通の問題が隠れてしまっていると推察できる。

#### 5. むすび

国境を「非合法」とされる手段を用いてまでも「破って」来日して働いている人々。その「非合法」立場ゆえに、「労働者としての権利」をおかさされやすい立場に置かれているという現実。その国境をこえた普遍的ともいえる人権を擁護すべく、外国人を支援する団体の活動。その活動は、国境を否定して移動してくる外国人を支援するという点で、国家という支配権力によって有界化された国境という「仕切り」を草の根から否定するものであるといえる。しかし、この支援活動によって、国境による「分断」を否定しようとするれば、かえって国境を強調してしまうというジレンマ。本論文を通して以上のことを示してきた。このジレンマを克服する手だてはあるのだろうか。

問題は政治家や官僚、財界トップが議論しているような「外国人労働者を合法化すべきか否か」という、国家の手によって有界化された国境を前提としたところにあるのではない。問題は一見すると普遍的・絶対的な国境が、決して普遍的・絶対的ではないということを認識することにある。それは国連や国家という支配権力の手によって、有界化され統括されてきた結果、「神聖にしておかさざるべき」として崇め奉られてしまった国境によって、労働者の移動が暴力的、抑圧的に妨げられているということをしつかり見抜くということであろう。「不法就労」「密航」「密入国」「不法滞在」「不法入国」が「犯罪」とであると捉えられることに隠された分断という政治的暴力の仮面を剥ぐことであろう。そして、真の連続性・グローバルな普遍性の立場に立ってその暴力と闘うことである。

このことが、本論文で示してきたジレンマを克服する第一歩ではないだろうか。しかし、この第一歩がカラバオの会のような草の根レベルから浸透していくにはまだ困難が多いと実感する。ひとたび「集団密航」

が警察によって摘発されると、地元マスコミは大騒ぎ、新聞社説では「地域の警戒・通報体制を強化すべき」<sup>108</sup>と主張する。これでは、警察の御用新聞である。ますます、国境が崇め奉られていく。このような大本営発表をうのみにせず、なんとか、草の根から第一歩を踏み出していかねばならない。

国境のような空気のように当たり前に思われる諸制度・慣習を疑い、吟味し、そこに隠された支配・権力関係を見抜き、それらと闘うこと。これが社会科学の役割だと、私は思う。

謝辞 本論文は2000年1月に一橋大学経済学部へ提出した1999年度卒業論文の一部を加筆・修正したものです。本論文作成にあたり、熱意あふれるご指導、激励して下さった水岡不二雄先生をはじめ、様々なコメントをしてくれた水岡ゼミナールのゼミナリストの方々へ深く感謝いたします。また、カラバオの会での活動を通して出会ったすべての皆様に、心より御礼申し上げます。

## 注

- 1 法務省入国管理局編『平成10年版 出入国管理』1998年、大蔵省印刷局、9ページ。
- 2 前掲 注1、139ページ。
- 3 カラバオの会を紹介するパンフレット、1996年。
- 4 日雇い労働者は、年末年始には仕事がえられず、役所も閉まり、厳しい生活を強いられる。こうした飢えや寒さにおびやかされる時期を乗り切るため、寿日雇労働者組合を中心に越冬実行委員会が組織され、プレハブでできた一時宿泊所の自主管理、炊き出し、医療相談、野宿者訪問（パトロール）、行政交渉などを毎年行っている。
- 5 前掲 注3
- 6 「不法残留」とは「合法的に」入国後、ビザの有効期限が切れて日本に滞在する状態をいう。
- 7 「不法」残留の人数は、外国人が提出する出入国記録を処理し得た数である。したがって、「密入国」という形で来日し、滞在している人はカウントされないことになる。
- 8 以前の入管法では、「不法」入国者は、「不法」入国してから、3年間は「不法入国（上陸）罪」が適用されるが、3年すぎると、時効になり、日本での滞在は「合法」となっていた。これに対し法務省はこの「抜け道」をふさぐべく、1999年8月入管法を「改正」し、「不法」入国者が入国後3年経つと、「不法在留罪」に切り替わるようにした。
- 9 港に停泊している船などから見つかったケースの「不法」入国者の人数である。
- 10 海上保安庁「人流リサーチ142 平成10年の密航取締り状況」『国際人流』（入管協会）12巻3号、1999年、51ページ。
- 11 前掲 注1、130ページ。
- 12 例えば、『朝日新聞』1997年6月5日朝刊によれば、「中国人の「在日蛇頭」が、中国の組織からの指示を受けて、密航者の受入れを手配する役割を果たし、日本人暴力団組員を使い、密航者をアジトに搬送させていた」とある。
- 13 『北國新聞』1999年7月15日朝刊に記述された検察官の起訴状朗読による。
- 14 『神奈川新聞』1998年8月30日の逮捕記事。
- 15 1999年11月1日、東京地方裁判所にて、入管法違反で起訴された日本人男性は運転手役であった。福井県に上陸した中国人たちを保冷車にのせ、東京まで運転した。
- 16 例えば前掲 注15において、「蛇頭」から報酬90万円ですべて「密航」者の搬送を請け負った。
- 17 前掲 注1、132ページ。
- 18 例えば『西日本新聞』1996年8月24日朝刊で記された「密航者」の話。
- 19 『沖縄タイムス』1996年5月13日に紹介された、旅行代理店に勤める沖縄在住中国人の話。
- 20 『北國新聞』1999年6月10日夕刊に記述された「集団密航事件」の公判での被告人質問による。
- 21 『神奈川新聞』1999年5月27日に「密航費用」が払えなかったとして、中国人男性が殺害された事件で、在日の「受入れ蛇頭」が逮捕されたことが記述されている。
- 22 前掲 注10、50-51ページ。
- 23 『北國新聞』1999年4月13日朝刊における金沢港での「中国人集団密航事件」見出しでは、「密航船」の様子をこのように表現した。
- 24 前掲 注10、52ページ。
- 25 『毎日新聞』1998年10月27日朝刊横浜版の「中国人集団密航事件」で「密航者」の被告に対する判決の記事の中で、弁護人は「密航船」をこのように形容している。
- 26 『西日本新聞』1996年5月23日朝刊。
- 27 『毎日新聞』1998年10月27日朝刊にて、日中警察当局が共同で摘発した蛇頭や「日本人密航受入れ組織」のなかに、日本人旅券提供者がいたという記述。
- 28 銭黄山『ある中国人密航者の犯罪』高橋文代訳、草思社、1999年、23-33ページ。
- 29 『北國新聞』1999年6月17日夕刊に記述された「集団密航事件」裁判での検察側の話。
- 30 前掲 注28、22ページ。
- 31 『サーラーQ&A シェルター3年間の活動から見えたもの』女性の家サーラー、1996年、16-17ページ。
- 32 前掲 注1、85ページ。
- 33 『朝日新聞』1993年11月29日朝刊大阪版。
- 34 『KALABAW』70号、1997年、15ページ。
- 35 高梨和紘『タイ国海外出稼ぎ労働者の特性と本国送金－在日タイ労働者のアンケート調査－』（所収 同編著『タイ経済の変容と政策課題』文眞堂、1995年）。

- 36 青木章之介「外国人送出し・受入れの現状と問題点—日・タイ間の事例を中心として—」『JILリサーチ』（日本労働機構研究所）15号、1998年。
- 37 前掲 注35、106ページ。
- 38 筆者が1999年9月から11月に、東京地方裁判所にて「入管法違反」で逮捕起訴された中国人男性の裁判を計11人傍聴したところでは、うち7人が本国に妻子を残して来日している。
- 39 カラバオの会へ相談に来たパキスタン人男性の友人の男性、1990年に来日。
- 40 カラバオの会へ訪れるパキスタン・バングラデシュ人男性は、大学卒業後すく1990年前後に来日した30歳前後の単身者と、同じく1990年前後に来日した40歳前後の既婚者にタイプが分けられる。
- 41 前掲 注35、109ページ。
- 42 前掲 注35、109ページ。
- 43 前掲 注35、110ページ。高梨氏は「極貧層」についてタイ全国の平均月収を上回っているか否か、渡航費用を借金せず自前で調達できるか否かで分類している。
- 44 前掲 注28、22ページ。
- 45 カラバオの会へ相談に訪れたバングラデシュ人男性は、本国でワイシャツや背広をつくる工場を経営していたが、本国で家を建てるために来日したという。また同じく相談に訪れたパキスタン人男性は、パキスタンでは一番いいとされる大学を卒業してもアルバイトくらいの仕事しか見つからず、来日したという。
- 46 前掲 注28、19ページ。
- 47 『KALABAW』69号、1997年、14ページ。
- 48 『ニュース7』NHK総合テレビ、1999年12月28日放映分では、「不法滞在」の外国人が、2000年2月施行の「改正入管法」で罰則が強化されるのを前に、強制送還手続きをとるべく、東京の入国管理局に自ら出頭する長蛇の列をつくっていると報道している中で、列に並ぶ外国人の「給料の支払いは遅れるし、仕事も見つからない」という話を伝えている。
- 49 前掲 注36、17ページ。
- 50 前掲 注36、16-17ページ。
- 51 水岡ゼミナール1999年度海外巡検報告のホームページ <http://econgeog-misc.hit-u.ac.jp/excursion/99chinviet/China.html>
- 52 前掲 注26
- 53 カラバオの会に解雇の相談で訪れたパキスタン人男性の話。
- 54 コンピューター部品メーカーで働くバングラデシュ人男性は、バングラデシュ人男性の知人に紹介料10万円支払った。台所家具製造会社で働くタイ人女性は、ラオス人女性に紹介料13万円支払った。
- 55 本人のことは、「短期滞在」ビザのことだと思われる。
- 56 『KALABAW』68号、1996年、16ページ。
- 57 教会には、外国人の労働相談・生活相談や野宿者支援活動を行っているところもある。
- 58 前掲 注34、15ページ。
- 59 渡航費用のほか、偽造旅券の代金、「送り出し組織」の儲けなどが上乗せされた金額。
- 60 前掲 注31、18ページ。
- 61 「借金」には、アパート代・食費・衣装代などが上乗せされ、客が見つからない・サービスが悪い・遅刻したなどの理由でペナルティーが課せられ、「借金」がふくらむこともある。
- 62 労働基準法第75条「療養補償」、第84条、および労働者災害補償保険法に基づく。
- 63 「入管法」は、「公務員の通報義務」を定めている。これは労働基準監督機関の職員にもあてはまるが、実際は労働基準法上の権利の救済に努めるべく、通報されていない。このことは、支援団体からの働きかけがあったために実現したことである。しかし、制度上は「権利救済」とそれを妨げる「通報義務」とが矛盾したまま並立した状態にあるので、現状では労災申請する前に、人権擁護の立場から通報しないということを労働基準監督署に確認する必要がある。
- 64 労働基準法第76条「休業補償」および労働者災害補償保険法に基づく。
- 65 労働者災害補償保険法に基づく。
- 66 労働基準法第75条「療養補償」、および第84条に基づく。
- 67 青森県で起きたケース。詳細は『KALABAW』84号、1999年、2ページ、同85号、2000年、2-3ページ参照。
- 68 高速道路の橋桁の型枠を作る仕事で起きたケース。
- 69 建設業法第24条第6項「下請負人に対する特定建設業者の指導等」に基づく。
- 70 建設業法（同上）に基づく。
- 71 台所家具製造の仕事をしているタイ人女性の解雇のケース。
- 72 解体現場で働いていたフィリピン人男性の労災、賃金未払いのケース。
- 73 労働基準法第20条「解雇の予告」に基づく。
- 74 「出入国管理及び難民認定法違反」で逮捕起訴された外国人の裁判は、「不法」残留の期間の長さ、「再犯」の有無に関わらず、実刑判決を受けることはまずない。裁判は1時間足らずの審理で結審し、ただちに執行猶予付きの判決が言い渡されるというのが、ほぼ定まった流れである。
- 75 注67のケース。
- 76 1999年11月8日、東京地方裁判所にて。
- 77 例えば、バングラデシュ人男性が遭った労災事故の損害賠償に関しての抗議行動で訪れた墨田区の皮革加工作業場は、牛皮のにおいが室内にこもるため、「風通し」をよくしてある。したがって作業場の中は、冬は寒く、夏は暑い。また作業場の周りにいても、牛皮から発せられる臭異が鼻をつく。このケースを担当したカラバオの会のスタッフによれば、作業場へは社長も寄り付かず、操業はバングラデシュ人たちのみでなされていたという。
- 78 例えば、『神奈川新聞』1997年8月29日朝刊「中国人ら大量摘発—準大手総菜会社で不法就労の容疑」は、「きつい深

- 夜労働支える」の見出しで、24 時間操業で総菜の調理を行う仕事に対し、「最近の若い者はきつい仕事を嫌うため、外国人を雇わなければ、経営が成り立たないのでは」「貴重な作業員が連れて行かれて、作業が混乱している」といった、同僚の従業員や取引先の業者の話を紹介している。
- 79 例えば、カラバオの会に相談に訪れたパキスタン人男性は、本国で高校卒業後ずっと溶接の仕事をし、来日後も7年間溶接工として働きつづけた会社から、新しく入った日本人にも、溶接を教えるほどの熟練した腕を持っているにもかかわらず、突然解雇された。
- 80 注 68 のケース。
- 81 10 数箇所の異なる現場での道路のマンホール取り付け、塀のブロック組立、家の基礎の仕事などにおける賃金未払いの相談。
- 82 注 67 のケース。
- 83 一概に比較はできないが、横浜市中区寿町にある労働センターへの日雇仕事の求人者は1日に2~3人。その周辺での手配師が斡旋する日雇仕事の人数は30人ほどで、これだけの求人に対し毎朝およそ600人がセンターの周辺に集まる。職種は解体・荷役の仕事がほとんどらしい。また、寿福祉センターの、「寿地区人口調査」によれば、1994年以降、寿地区の外国人人口は年々減少し、1998年には1994年の約35%になった。寿地区の総人口に占める外国人比率でも、1994年には17.3%だったのが、1998年には5.8%に減少した。
- 84 「資料1 カラバオの会の六年—総括と展望」(所収 カラバオの会編『新版 仲間じゃないか、外国人労働者』、明石書店、1993年)366ページ。
- 85 青森県で起きたバングラデシュ人男性の労災事故。
- 86 会費未納者には、ニュースレター送付の際、振込をお願いする手紙と振込用紙を同封する。
- 87 カラバオの会会計担当者の話。
- 88 助成金申請の際は、活動実績を書類で提出しなければならない。例えば、労働相談セッションであれば、相談内容や国籍、相談に対して実際にどう対応したかを文書にまとめる。
- 89 1999年12月19日カラバオの会定例会にて。
- 90 『KALABAW』73号、2ページ、1997年。
- 91 カラバオの会からの参加者はいるものの、人数は少なく参加メンバーもほぼ固定化している。
- 92 カラバオの会の活動は、全国紙を通じて何回か紹介されて
- いる。ただし、紹介されるときは、横浜版というローカルな紙面の場合が多い。
- 93 例えば、1999年11月30日、都内某私立大学の福祉関係学部において、「滞日外国人の生活の現状について講義をしてほしい」という依頼を受け、労働相談のスタッフが、自身の実際の活動をもとに講義を行った。
- 94 日本語講座に長く関わっている中心スタッフは、「もう少し長くボランティアに関わってくれる人が増えてくれると、自分たちの負担ももう少し軽くなるのに」と語った。
- 95 例えば、あるカラバオの会のスタッフが、栃木県にある地域労組を訪れたところ、そこのスタッフに「外国人のケースは扱っていない」と断られたという。
- 96 青森県でのケースを受けたカラバオの会スタッフが、同県をこのように形容した。
- 97 『KALABAW』82号、21ページ、1999年
- 98 山本薫子「外国人労働者と支援団体」第17回日本都市社会学会大会レジュメ、4ページ、1999年。
- 99 『KALABAW』73号、2ページ、1997年。
- 100 フィリピン人の場合は川崎市に「横浜教区 滞日外国人と連帯する会 フィリピンデスク」というキリスト教団体が組織した支援団体がある。
- 101 建設業の場合、日によって現場が変わるから、いつも元請けが一緒とは限らない。また、現場が遠く、現場まで車で連れて行かれる場合は、現場がどこかすら特定するのが難しくなる。
- 102 外国人が日本に定住する傾向が強まっているために、従来の「労働相談」のみならず、子どもの養育、生活保護、医療費の支払いなど「生活相談」といえるものが外国人から各支援団体に寄せられることが増えてきている。相談内容が多様化してきているといえよう。
- 103 女性からの相談は、結婚・出産・離婚に関してのものが多
- い。
- 104 前掲 注31、17ページ。
- 105 『朝日新聞』1995年6月30日朝刊に紹介された、香港マフィアからの犯罪の魔の手にまきこまれまいとして作られた「中国人密航者の互助組織」の「リーダー」という人物の話。
- 106 前掲 注31、「はじめに」より。
- 107 前掲 注84、369-370ページ。
- 108 『北國新聞』1999年4月13日朝刊。